

他自治体における公立保育園民営化ガイドラインの比較

【ガイドラインの理念】

市名	ガイドラインの内容	ポイント
立川市	<規定なし>	◆理念の記載をしていくか。
府中市	<規定なし>	
小平市	<規定なし>	
日野市	<規定なし>	
東村山市	<規定なし>	
国分寺市	国分寺市立ほんだ保育園(以下「国分寺市立ほんだ保育園」といいます。)の民設民営化に当たっては、子どもの最善利益を優先します。	
狛江市	<規定なし>	
稲城市	<規定なし>	
羽村市	<規定なし>	
世田谷区	<規定なし>	
国立市		

【ガイドラインの目的】

市名	ガイドラインの内容	ポイント
立川市	<p>保育サービスを取り巻く社会的な状況は大きく変化し、特に、少子高齢化、核家族化の現象や女性の社会進出が顕著となっており、保育サービスに求められる保護者のニーズも多様化してきています。</p> <p>また、保護者の就労形態も多様化し、保育園に求められる保育需要も多種・多様に変化してきており、保育園に入園している子ども家庭だけでなく、地域全体の子育て家庭に対する支援の役割も担うことが求められています。</p> <p>こうした中で、市は、次世代育成支援行動計画である「夢育て・たちかわ・子ども21プラン」や「保育行政計画」に基づき、次世代を担う子どもたちが健やかに育つための環境づくりに向けて、保育園が果たす役割を検証しつつ、保育サービスの拡充に努めているところです。</p> <p>一方、立川市全般にわたる厳しい行財政状況を踏まえ、市は、限られた経営資源の中で、時代の要請や市民要望に応じていくため、経営改革プランに基づき、これまでの枠組みにとらわれずに新機軸の視点から既存の施策の再点検などをはじめとする全庁的な取り組みを展開しています。</p> <p>このため、保育行政においても、経営改革プランに基づき、市立保育園を民営化することにより、待機児童の解消はもとより、効率的な保育園の運営をはじめ、特別保育や地域の子育て支援など保育ニーズに応えるべく、経験豊かな人材と財源を有効に活用することが使命であると考えます。</p> <p>こうしたことから、市は、市立保育園の民営化をすすめることとし、民営化をすすめていくにあたり、一定の基準を示したガイドラインを策定することとしたものです。このガイドラインは、民営化の設置・運営主体や事業者選定をはじめ、民営化に際しての職員配置や保育内容など市が指定する条件、移行のための準備期間、事業者決定後や民営化後の保護者・事業者・市との三者による話し合いについてなどの基準を定め、市民・事業者に広く示すことにより、民営化に対する保護者の不安を解消して円滑な移行を図るとともに、より良い事業者の参入を促すことを目的としています。</p> <p>市は、民間活力をより積極的に、効果的に活用するとともに、多様化する保育ニーズに柔軟にかつ積極的に対応するため、行政の担う役割を重点化し、子どもの育ちや親の暮らしを大切にしながら、より良い保育を創り、将来にわたり利用者が満足する保育サービスが提供できるよう努めてまいります。</p>	<p>◆他市では、民営化を進める背景や目的といった内容を含めて記載する市(立川市・日野市・狛江市)とガイドラインとは何かという部分のみを記載する市(府中市・小平市・東村山市・国分寺市・稲城市・羽村市・世田谷区)がある。</p> <p>◆ガイドラインの目的として、どの程度記載していくか。</p>
府中市	<p>府中市が市立保育所に民間活力を導入する(以下「民間移行」といいます。)に当たり、その手法に係る基本的事項を明確にすることにより、民間移行に係る手続の透明性と保育所運営の継続性を確保し、適切に民間移行を実施することを目的として、この「市立保育所への民間活力導入におけるガイドライン(以下「ガイドライン」といいます。)」を定めるものです。</p> <p>今後、民間移行の対象となる市立保育所においては、ガイドラインに基づいて保護者のご意見、ご要望を尊重しながら民間移行を進めていきます。</p>	
小平市	<p>このガイドラインは、「公立保育園の運営のあり方に関する方針」に基づく小平市立鈴木保育園の私立保育園への移行にあたり、基本的な事項を定めることにより、保護者の不安を解消し、円滑な移行を図るとともに、優良な事業者の参入を促し、安定的・継続的な保育園運営を確保することを目的としています。</p>	
日野市	<p>日野市では、平成13年度以降、認可・認可外の種別を問わず、保育施設の新設を継続的に支援し、受入れ枠の拡大に努めてまいりました。平成27年度当初までで25の施設を新設したほか、施設の定員増に組み、1,422人分の定員を拡大しました。施設の新・増設と平行して、既存施設の定員弾力化等の取り組みも進めてまいりましたが、待機児童数が下降傾向を示す気配は全く見えません。平成22年度に再び増加に転じ、平成27年4月1日現在の待機児童数は164人となっています。</p> <p>子育て家庭への支援事業は保育園の整備のみならず、在宅で子育てをしている方への支援、発達障害など配慮が必要な子どもたちへの支援、子ども家庭支援センターや児童館等で実施している事業など多岐にわたります。待機児童解消と合わせて、市民の幅広いニーズに応じていくためには、経営資源の最適配分を図っていく必要があります。</p> <p>デフレの長期化や円高の加速化、欧州経済危機等を背景に、製造業の国内再編や海外移転の動きが一段と激しさを増し、日野市でも有力企業の事業撤退や市外移転の動きが顕著になりました。日野市の歳入の根幹をなす市税収入が落ち込み、平成22年度には普通地方交付税の交付団体となっています。一方で、扶助費等の義務的経費は年々増加しており、また、老朽化した公共施設の建替え・改修など、大きな財政負担を伴う行政課題が山積しています。このような課題解決を図るため、平成23年7月に第4次日野市行財政改革大綱を策定し、厳しい財政状況を見据えた行財政改革の取り組みを進めているところです。公立保育園の運営は、利用者負担額(保育料)を除く運営費を全額市税で賄っておりますが、民間保育園については、運営に係る国・都の負担制度があるため、市の財政負担は大幅に軽減されています。そのため、公立1園を民営化することで、乳幼児の受入枠を倍近くまで拡大することが可能となり、待機児童解消をさらに推進することができます。公立保育園の民営化は、待機児童解消に向けて、保護者の方々の要望にしっかりと応えていくためにも、避けて通ることのできない課題です。</p> <p>公立保育園の民営化を進めるにあたって、保護者の理解と協力は欠かせません。民営化に対する保護者の不安を解消し、円滑な民営化を図るため、民営化に関して必要な基本的事項を定めたガイドラインを策定することとしました。</p> <p>このガイドラインはとよだ保育園の民営化に適用しますが、本ガイドラインを今後の公立保育園民営化にあたっての基礎とし、見直し・検討を行いながら引き継いでいきます。</p>	
東村山市	<p>東村山市の公立保育園を民営化するにあたっては、そのための基準を定め、市民、事業者へ広く示すことにより、民営化に対する保護者の不安を解消しながら円滑な民営化を図るとともに、優良な事業者の参入を促し、安定的・継続的な保育園運営を目指すことを目的とします。</p> <p>このガイドラインは、当面、平成24年4月に予定している市立保育園の民間移管について適用しますが、平成24年4月以後も、引き続きその時点の状況等を踏まえ、見直し・検討を行い、市立保育園の民営化(民間移管)のガイドラインとして引き継いでいく予定です。</p>	
国分寺市	<p>このガイドラインは、ほんだ保育園の民設民営化の円滑な実施に関し、必要な事項を定めるものです。作成にあたっては、国分寺市の公立保育園の園長、保育士、保健師又は看護師、栄養士及び子供福祉部保育課保育係職員のメンバーで構成された「国分寺市ほんだ保育園民営化ガイドライン作成検討会」により平成26年6月から議論を行いました。このガイドラインは、より良い民設民営化を進めるための基本のルールであり、指針となるものです。</p>	

市名	ガイドラインの内容	ポイント
<p>狛 江 市</p>	<p>このガイドラインは、平成25年6月に策定した「狛江市立保育園民営化の指針」に基づき、宮前保育園及び和泉保育園(以下「民営化対象保育園」という。)の民営化に関する基本的なルール・基準を示すことを目的としています。</p> <p>市の保育・子育て行政は多岐にわたります。認可保育園に子どもを預けている家庭、認可保育園に入れず認証保育所等にやむを得ず預けている家庭、積極的に認証保育所等に預けている家庭、認証保育所にも預けることができなかった家庭、幼稚園に預けている家庭、認可保育園に入れずに在宅で子育てをしている家庭、積極的に在宅で子育てをしている家庭など、様々な保育・子育てニーズへの対応が求められています。</p> <p>公立保育園の民営化は、より多くの保育・子育て家庭に対してより大きな児童福祉の増進を図るための取組みと言えます。民営化の効果として、民営化対象保育園の子どもは、建替えにより安全・安心かつ最新で衛生的な施設で保育を行うことができます。施設の老朽化に起因する子どもの暮らしの大幅な改善や社会福祉法人独自の保育カリキュラムにも期待が持てます。民営化対象保育園在園児の保護者(以下「保護者」という。)は、延長保育時間の拡大により従来のお迎え時間と比較して大幅なゆとりが生まれることや、足並みを揃える必要がある公立保育園と比較して、保育園に対する要望等への対応がスピード感のあるものとなります。市としては、民営化による財源の創出により、認証保育所等に子どもを預けている家庭に対する補助の拡充、幼稚園に子どもを預けている家庭に対する補助の拡充、待機児になってしまった家庭への新設保育園の開設やその継続的な運営に対する補助、残る公立保育園の設備面等のさらなる充実、今後ますます多様化が予想される保育・子育てニーズに対応するための準備などに充てることができます。そして、保育園の建替えにより、一時保育室を設け、在宅で子育てをしている家庭が利用することができる一時保育事業の実施や定員枠の拡大を図ることができるようになります。</p> <p>このように、今回の公立保育園の民営化は、児童福祉の総合的な増進を図るためであり、保育需要への適切な対応や多様な保育サービスの提供と効率的な行財政運営の両立を図ることを目的としています。</p> <p>「狛江市立保育園民営化の指針」でも示したとおり、市が民営化を進めるにあたって、行財政運営の効率化のみを追求し、結果、保育環境が悪化し、子どもに過度の負担がかかってしまう状況になることは、断じて避けなければなりません。このような事態を避けるためには、より優良な運営法人の選定や詳細な移行計画とともに、保護者との相互理解が欠かせません。</p> <p>市は、保育園の民営化を進めるにあたって、子ども・子育て支援法に基づき設置され、地域の子ども・子育て支援について調査・審議を行う機関である狛江市子ども・子育て会議に平成25年7月「狛江市立保育園民営化に伴い配慮すべき事項について」を諮問し、同年12月に答申を得たところです。また、保護者に対して民営化に関する説明会の実施やアンケートを行い、保護者からの意見や配慮してほしい事項等を伺うことに努めて参りました。説明会等による意見交換は今後も継続して行いますが、アンケートで寄せられた配慮してほしい事項については、狛江市子ども・子育て会議の審議を経て、答申にも反映されたところです。</p> <p>保護者からの意見では、民営化によって子どもにどのような影響を及ぼすのか、保育の質は低下しないか等の不安の声がある一方、民営化することによって、ハード面・ソフト面ともに新しく、よりよい保育の実現に期待する声もありました。</p> <p>公立保育園の民営化には、メリット・デメリットがそれぞれあります。市としては最大のデメリットである物理的・人的環境の変化による子どもへのマイナスの負担に対するケアが最も重要であると考えています。物理的・人的環境の変化は、今後子どもが成長していく過程の様々なステージでも訪れます。人的環境の変化で言えば、人の成長過程において別れは避けては通れない事象であり、これと同じくまた新たな出会いも訪れ、これらを繰り返しながら人は成長していきます。保育園入園という初めての環境の変化を経験し、それと向き合い少しずつ成長が見られる子どもたちにおいても、今後もこれらの変化に対応していく力を少しずつ獲得していかなければなりません。</p> <p>今回の民営化は、入園当初は予定していなかった環境の変化ではありますが、結果的に子どもにとってよい刺激となったと保護者が感じることができるよう、そして何よりも子どもが大切にされ、心身ともに豊かに育つことができるような保育にしていかなければなりません。</p> <p>市は、民営化移行中、民営化移行後も子ども本来の発達・育ちを重視し、子ども中心の保育を引続き実施することで、環境の変化に対しても在園児が引き続き楽しく保育園に通い続けることができるよう最大限の努力を図っていく必要があります。</p> <p>民営化に関する基本的なルール・基準を示したこのガイドラインは、前述の子ども・子育て会議の答申を盛り込み、これを踏まえた保育内容、引継保育、法人への条件や市の責務等について規定しています。またこのガイドラインは、今後策定する運営法人公募要項や移行計画の基礎となるものです。</p> <p>そのため、このガイドラインで示す条件や要件については、あくまでも最低限必要として求められる事項とします。運営法人の公募、引継保育等のより具体的で詳細な事項については、今後このガイドラインを基礎として、保護者の意見を丁寧に向いながら別途適切な時期に定めることとします。</p>	
<p>稲 城 市</p>	<p>市と保護者が民営化への基準を定め、民営化に対する保護者の不安を解消して円滑な移行を図るとともに、民営化後も、質の高い保育サービスを安定的に提供できるより良い事業者の参入を図ることを目的としています。</p>	
<p>羽 村 市</p>	<p>このガイドラインは、市立保育園の民営化を実施する際の基本的なルール、基準を示したものです。</p> <p>市民の皆様や運営法人(事業者)の皆様に広く示すことにより、民営化に対する保護者の皆様の不安を解消して円滑な実施を図るとともに、良好な事業者の参入を促すことを目的としています。</p>	
<p>世 田 谷 区</p>	<p>このガイドラインは、区が自ら民営化への基準を定め、区民・事業者に広く示すことにより、民営化に対する保護者の不安を解消して円滑な移行を図るとともに、より良い事業者の参入を促すことを目的としています。</p>	
<p>国 立 市</p>		

【民営化の目的】

市名	ガイドラインの内容	ポイント
立川市	<p>市は、立川市全般にわたる厳しい行財政状況を踏まえ、限られた経営資源の中で、時代の要請や市民要望に応じていくため、経営改革プランに基づき、これまでの枠組みにとらわれずに新機軸の視点から既存の施策の再点検などをはじめとする全庁的な取り組みを展開しています。</p> <p>保育行政を取り巻く状況においても、保護者の就労形態や生活スタイルが多様化する中、子どもたちの健やかな成長と女性の就労の支援を図るため、待機児童の解消はもとより、一時・特定保育や延長保育、休日保育などの新たな保育サービスの充実が急務となっています。また、少子化や核家族化などによる子育て不安の解消のため、地域子育て支援の機能の充実も求められています。</p> <p>こうした多様な保育ニーズに対応していくためには、市立保育園の役割に加え、これまでの柔軟な対応やマネジメント力などの実績からみても、民間活力を活用することも有効といえます。</p> <p>現在、立川市では、市立保育園11園、私立保育園17園において、保育サービスを展開しています。しかし、平成17年度の園児一人あたりに投入した市税等の一般財源を比較すると、市立保育園が約157万円、私立保育園が約60万円で、公立保育園の方が民間保育園に比べ2.6倍のコスト負担となっています。</p> <p>そこで、市は、限られた経営資源の中で、民間活力をより積極的、効果的に活用し、待機児童の解消や保育サービスの充実、子育て支援をより一層推進していくことはもとより、立川市の行財政運営に必要な財源を確保するため、経営改革プランに基づき、市立保育園の民営化をすすめるものです。</p> <p>多様化する保育ニーズに柔軟にかつ積極的に対応するため、行政の担う役割重点化し、子どもの育ちや親の暮らしを大切にしながら、より良い保育を創り、将来にわたり利用者が満足する保育サービスが提供できるようすすめていきます。</p>	<p>◆立川市では、民営化の目的を項目立てしている。ガイドラインの項目として、項目を設けるかどうか。</p>
府中市	<規定なし>	
小平市	<規定なし>	
日野市	<規定なし>	
東村山市	<規定なし>	
国分寺市	<規定なし>	
狛江市	<規定なし>	
稲城市	<規定なし>	
羽村市	<規定なし>	
世田谷区	<規定なし>	

国立市		
-----	--	--

【民営化の進め方】

市名	ガイドラインの内容	ポイント
立川市	<p>市立保育園の民営化計画を推進していく上で、保護者の理解や協力は必要不可欠なことであり、保育を必要とする市民ニーズを的確に把握し、適宜、民営化に関する情報を公開するとともに、保護者に対する説明や意見の聴取の機会を確保します。民営化にあたり、子どものことを重視するなど、民営化に対する保護者の不安を解消し、円滑な移行を図ります。</p>	<p>◆記載のある3市において、この項目に記載されている事項は、その他の市では、他の項目で記載されている内容である。</p> <p>◆「民営化の進め方」という項目で記載をするか。</p>
府中市	<規定なし>	
小平市	<規定なし>	
日野市	<p>①民営化にあたっては、本ガイドラインを基本とし、保護者への十分な情報提供を行うとともに、保護者の意見・要望を伺いながら実施します。</p> <p>②保育環境が変化することによる子どもへの影響、負担軽減を最大限に重視して、民営化に取り組みます。</p> <p>③民営化にあたっては、保護者に新たな費用負担が発生しないように努め、新たな費用負担が生じた場合には、市と保護者で協議し、保護者のご理解をいただきながら決定します。</p>	
東村山市	<規定なし>	
国分寺市	<p>(「十分な情報提供」の項目として) ガイドラインの策定後、ほんだ保育園の保護者及び市民に対し、広く情報提供するとともに説明会を開催します。</p>	
狛江市	<規定なし>	
稲城市	<規定なし>	
羽村市	<規定なし>	
世田谷区	<規定なし>	

国立市		
-----	--	--

【対象園の選定と実施時期】

市名	ガイドラインの内容	ポイント
立川市	民営化対象保育園の保護者や、新たに保育園に入園を申し込まれる保護者に配慮し、民営化保育園はできる限り早い時期に決定し、発表することとします。また、発表は対象保育園の保護者だけでなく、広く市民に行うこととし、発表後、対象保育所の保護者に対して説明会を行います。	<p>◆民営化する園が決定している市では、その園名とその理由を記載している。</p> <p>◆当市のように、園の決定がない市においては、決定後速やかに公表することや、移行日の何年前に決定するなどの記載となっている。(立川市・府中市・世田谷区)</p> <p>◆ガイドラインに記載していくか。</p>
府中市	対象施設は、市が別に定める基本方針に基づき決定し、速やかに市ホームページ等により公表します。民間移行の具体的な時期については、対象施設ごとに遅くとも民間移行日の2年前には決定し、速やかに市ホームページ等により公表します。対象施設においては、民間移行予定日に在籍する児童の保護者を対象とした説明会を実施します。	
小平市	(1)対象園 対象とする園は鈴木保育園とします。 (2)理由 ①市の東部地域に位置し、待機児童が多く生じているなど保育ニーズが高いこと。 ②0歳児保育を実施していない園であることから、建替えに伴い保育ニーズに対応した定員の拡充を図ることができること。 ③用地として、市有地を活用できること。	
日野市	このガイドラインはとよだ保育園の民営化に適用しますが、本ガイドラインを今後の公立保育園民営化にあたっての基礎とし、見直し・検討を行いながら引き継いでいきます。※「 ガイドラインの目的 」の項目において記載	
東村山市	民営化(民間移管)を予定している園 ◇市立第2保育園(萩山町1-36-1) 「園の選定理由」 現在、地域の子育て支援については、市内を東・西・南・北の4エリアに分け、「子育て・子育て・親育ち」を推進しています。この構想に基づき、民営化対象園については、以下の要件等を考慮し、総合的に判断します。 ①園の敷地が市の所有であること ②隣接市有地があり、建て替え工事が円滑に行える可能性が高いこと ③施設の老朽化が進んでいること ④現在の定員は90名だが、建て替えにより増加が図れること 対象園の公表と説明会 対象保育園の発表から民間移管に至るまで最低2年間の期間を確保するよう努めます。発表は、対象園の保護者だけでなく広く市民に行うこととし、発表後、対象園の保護者に対し説明会を実施します。	
国分寺市	<規定なし>	
狛江市	このガイドラインは、平成25年6月に策定した「狛江市立保育園民営化の指針」に基づき、宮前保育園及び和泉保育園(以下「民営化対象保育園」という。)の民営化に関する基本的なルール・基準を示すことを目的としています。 ※「 ガイドラインの目的 」の項目において記載 宮前保育園 平成27年4月～平成28年3月 引継保育実施 和泉保育園 平成28年4月～平成29年3月 引継保育実施 平成28年4月～民営化移行 平成29年4月～民営化移行	
稲城市	このガイドラインは、第一保育園及び第六保育園民営化、現在の私立保育所8園、矢野口こどもクラブの事業経験を踏まえて作成された、民営化を行っていくうえでの基本ルール・基準であり、より良い民営化を目指すためのものです。 稲城市立第二保育園・稲城市第二学童クラブ・稲城市立第一児童館においては、このガイドラインを基本として、保護者等の意見をお聞きしながら、子どものことを最優先に考え、民営化を進めていきます。 ※「 ガイドラインの性格 」の項目として記載	
羽村市	市ではこれまで、平成22年10月に策定した「羽村市立保育園民営化ガイドライン」(以下「旧ガイドライン」という。)により、市立保育園3園(東保育園、西保育園、さくら保育園)の民営化を実施しました。 しらうめ保育園については、羽村駅西口土地区画整理事業区域内にあることから、事業の進捗状況等を考慮し民営化の時期を延期していましたが、区画整理事業の進捗に伴い、民営化を進めていくため、旧ガイドラインを改訂しました。 ※「 ガイドラインの改訂 」の項目として記載	
世田谷区	1 民営化対象園の選定 区は民営化により長時間延長保育、休日保育、年末保育等の特別保育事業の実施を予定しています。したがって、民営化対象園を決定する際には、事業の効果、事業の継続性、保護者の利便性等を考慮し、特別保育事業の需要が将来的にも見込まれる保育園を選定します。 具体的な実施園の選定にあたっては、地域の特性やニーズを踏まえ、以下の点を重視し、総合的に判断して決定します。 ① 延長保育の実績や延長保育待機者数が多いこと ② 通園の利便性がよいこと(主要鉄道駅至近) ③ 小規模園でないこと ④ できるだけ0歳保育実施園であること ⑤ 周辺の認証保育所等の保育施設の整備状況 2 対象園の発表と説明会の実施 対象園の発表から民営化移行まで最低2年の期間を確保します。発表は、対象園の保護者だけでなく広く区民に行うこととし、対象園保護者や他園の保護者が他の区立保育園や民営化対象園を選択できるよう、可能な限り次年度の入園申込み時期に間に合うように周知します。発表後、対象園の保護者に対し説明会を実施します。	
国立市		

【民営化の手法 方式】

市名	ガイドラインの内容	ポイント
立川市	市立保育園を民営化する手法は、事業者による経営の継続性や安定性、事業運営の柔軟性や迅速性、財政的效果などを考慮し、「民設民営」方式によるものとします。	<p>◆当市において検討を進めている方式は、他市と同様に「民設民営」方式である。</p> <p>◆民設民営方式による特徴を記載している市もある。</p>
府中市	一般的に民間移行には、設置主体が市のまま保育事業を民間事業者へ委託する「民間委託(公設民営)方式」と、設置主体を含めて民間事業者へ移行する「民間移管(民設民営)方式」があります。市では、民間移行を実施するに当たり、原則として建物等の管理面において運営主体の自主性を高める効果が期待できる「民間移管(民設民営)方式」により行うものとします。	
小平市	鈴木保育園の私立保育園への移行手法は、「民設民営方式」とします。移行の手法としては、市が施設を設置し、指定管理者制度や運営委託の方式により民間事業者へ運営を委託する公設民営方式と、事業者が自ら施設を設置し、運営を行う民設民営方式があります。公設民営方式では、一定の期間ごとに指定管理や委託契約が更新され、更新の際にチェック機能が働くという長所はありますが、継続性・安定性の面では課題もあります。民設民営方式では、私立保育園事業者が自らの責任において、長期的な視点と意欲を持って事業に取り組むことが可能となり、地域に根差した運営の展開が期待できます。また、今回の移行に当たっては園舎の建替えを前提としており、民設民営方式をとることにより、私立保育園事業者の創意工夫を活かして、運営理念に沿った園舎建設を行うことができるなど、運営の柔軟性、迅速性、事業者の自主性がより発揮されることとなります。なお、市内には現在、民設民営方式による私立保育園が8園あり、それぞれの保育理念のもと、園の独自性を持って、地域の保育ニーズに積極的に応えています。	
日野市	民営化の方式は、市の財政的な効果、事業者による経営の継続性や安定性、事業運営の柔軟性や迅速性を考慮し、民間事業者が民間保育園として運営する「民設民営」(設置者、運営者ともに民間事業者)方式とします。	
東村山市	民営化の形態は、市の財政的な効果、事業者による経営の継続性や安定性、事業運営の柔軟性や自立性等を考慮し、民間事業者が私立保育園として運営する「移管方式」とします。	
国分寺市	民設民営化とは、公設公営保育所の設置及び運営を社会福祉法人等の法人におこなってもらうことをいいます。	
狛江市	民営化の方式は、経営の継続性や安定性、事業運営の柔軟性や迅速性、財政的效果等を考慮し、民設民営方式によるものとします。	
稲城市	民営化する手法として、財政的な効果と事業者による質の高い多様な保育・育成サービス等の安定的な提供、運営の柔軟性や自主性を活かせることから民設民営方式とします。	
羽村市	保育園運営事業者の経営の継続性や安定性、運営の柔軟性、自立性、また、羽村市の財政的な効果などを考慮し、市立保育園をそのまま利用し民間事業者が私立保育園として運営する「民設民営方式」とします。 《民設民営方式》 設置者も運営者も民間事業者であり、職員も運営者に雇用されます。市立しらうめ保育園については、施設、備品及び敷地を無償貸与する形で移管します。民間事業者が自らの責任で運営することから、経営の継続性や安定性、運営の柔軟性、長期的な向上意欲や地域に根づいた運営が期待できます。保育園運営費や園舎等の整備に当たっては国庫補助金等の対象となり、整備がしやすくなります。民営化後も認可保育園として、保育料や基本的な保育内容は変わりません。	
世田谷区	区立保育園を民営化する手法としては、区の財政的な効果、事業者による経営の継続性や安定性、事業運営の柔軟性や自立性等を考慮し、区立の施設をそのまま利用して民間事業者が私立保育園として運営する「移管方式」とします。	
国立市		

【民営化の手法 運営主体】

市名	ガイドラインの内容	ポイント
立川市	設置・運営主体は、認可保育所の運営に実績のある社会福祉法人等とします。	
府中市	市立保育所の運営を引き継ぐ運営事業者(以下「事業者」といいます。)は、土地、建物等の財産の取扱い等を踏まえ、東京都内で6年以上の良好な認可保育所の運営実績がある「社会福祉法人」とします。	◆先の答申において、最初の1園の移管先は「実績ある社会福祉法人」としている。
小平市	認可保育園の運営主体については、平成12年の規制緩和により、地方公共団体または社会福祉法人に限定されていたものが、株式会社、学校法人、非営利法人(NPO)等にも認められるようになりました。 しかし、市有地の無償貸付けを前提としていること、公立保育園からの移行園として、公立保育園における保育事業との一定の継続性の確保等、市の関与のもと、保育園の運営に対して諸条件が付されることなどから、社会福祉法人で、小平市内で保育園運営に良好な実績がある事業者とします。	◆他市では、社会福祉法人にした理由についても記載している市がある。
日野市	優良な事業者を確保するため、社会福祉法人を対象とした公募を行います。応募がない場合は、社会福祉法人以外の事業者にも範囲を広げて公募を行います。 ※「事業者の募集方法」の項目にも掲載	
東村山市	保育園の運営主体に関しては、平成12年度から国の規制が緩和され、地方公共団体または社会福祉法人に限定されていた民間保育所の運営主体が、株式会社、学校法人、NPO等にも認められるようになりました。 しかし、国庫補助金を受けて建設した施設を無償譲渡するにあたっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条による制限があり、国で定める財産処分制限期間内に無償譲渡する場合、譲渡先は、地方公共団体、社会福祉法人又は民法第33条の規定により設立された法人に限られます。 また、上記の処分制限期間を超えて譲渡する場合は、運営主体の制限はありませんが、市の財産を無償譲渡することや法人の設立目的などから判断し、社会福祉法人、または民法第33条により設立された法人(以下、社会福祉法人等といいます)とし、さらに認可保育園としての運営実績のある事業者を対象に移管することとします。	
国分寺市	ほんだ保育園の保育を円滑に引き継ぐことができる法人を選定するため、東京都の保育制度(東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例、同条例施行規則、保育所設置認可等事務取扱要綱、保育所指導検査基準等)を深く理解し、認可保育園の十分な運営実績や信頼のある社会福祉法人、学校法人、NPO法人、日本赤十字社、公益社団(財団)法人、特例社団(財団)法人、医療法人又は株式会社を対象とします。また、多くの法人に応募していただくため、広く情報提供を行い、応募期間を2ヶ月以上確保します。 ※「事業者の募集方法」の項目において記載	
狛江市	設置・運営主体は、認可保育園の運営実績があり、事業の安定性や継続性が図られている社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人のみとします。	
稲城市	運営主体は、保育所・学童クラブ・児童館の事業を一括して運営できる事業者とします。また、安定した財政基盤と運営体制を有し、質の高い保育・育成サービスを継続的・安定的に提供でき、子どもの福祉や地域の実情を十分に理解した事業者とします。但し、保育所については、認可保育所の実績のある事業者とします。	
羽村市	平成12年の規制緩和により、認可保育園の運営主体が、株式会社、学校法人、NPO等にも認められるようになりましたが、認可保育園としての実例が少なく、保育園運営の実績評価が困難であるとともに、施設整備や事業運営に関する補助金の制限等があります。 これらのことから、事業者は厚生労働省の補助対象である「社会福祉法人」、「日本赤十字社」及び「公益社団法人・公益財団法人」、「学校法人」とします。 なお、移管時に新たに社会福祉法人格が取得でき、認可保育園・認証保育所・認定子ども園として1年以上の保育運営の実績のある事業者(法人)も対象とします。	
世田谷区	平成12年に国の規制が緩和され、地方公共団体又は社会福祉法人に限定されていた認可保育園の運営主体が株式会社、学校法人、NPO等にも認められるようになりました。 しかし、社会福祉法人以外の運営主体については、新たな発想による保育内容の提供や事業運営にかかる経費の削減等が期待されるものの、認可保育園としての実例が少なく保育園運営の実績評価が困難であるとともに、施設整備や事業運営に関する補助金の制限等があります。これらの制限等は、保育サービスの質の確保に重要な影響があると考えます。 このことから、運営主体は、東京都の補助対象である「社会福祉法人」、「日本赤十字社」及び「民法第34条に規定する公益法人(財団法人及び社団法人)」とし、さらに認可保育園としての実績がある事業者とします。 しかし、これら以外の運営主体に対する制限等が、ガイドラインの効力期間内に改善された場合は、再検討を行うものとします。	
国立市		

【民営化の手法 財産(土地・建物・備品等)】

市名	ガイドラインの内容	ポイント
立川市	民営化後の保育園運営の安定性や継続性に配慮し、保育園用地については無償貸与とし、建物や備品等については無償譲渡とします。	<p>◆民営化する保育園によって、状況が異なってくる。現状の公立4園は、土地については、市有地、都有地、UR所有地となっている。</p> <p>◆対象園が未決定のため、記載するか。記載するとしたら、どのような記載とするか。</p>
府中市	民間移行の対象となる市立保育所における財産は、現在の保育運営の継続性を踏まえ、原則として次のとおり運営事業者を引き継ぐものとします。 ・土地 無償貸与 ・建物 無償譲渡 ・備品 無償譲渡	
小平市	私立保育園事業者への移管に当たっては、市有地(現・すずのき菜園)の無償貸付けによる運営事業者の園舎建替整備を前提とします。	
日野市	<規定なし>	
東村山市	①土地は、10年間無償貸付とします。無償貸付期間経過後については、期間満了前に市と協議のうえ、期間を更新できるものとします。 ②既存の建物、備品、工作物については、無償譲渡とします。 ③市の指定した期間内に事業者が建て替えを行うものとします。	
国分寺市	民営化後に移転・改築を行う場合の園舎、園庭、プールその他の設備については、ほんだ保育園の水準を満たすものとします。また、改築等の工事の際には、騒音、埃等への対策を行うとともに、適切な後期日程を確保し、子どもへの影響が最小限となるよう配慮します。	
狛江市	用地・建物等については、民営化後の保育園運営の安定性や継続性に配慮し、保育園等用地については有償貸与とし、建物については建替えに対して補助を行います。	
稲城市	<規定なし>	
羽村市	<規定なし>	
世田谷区	<規定なし>	
国立市		

【民営化の手法 事業者の募集方法】

市名	ガイドラインの内容	ポイント
立川市	より優良な事業者を確保するために募集方法は、公募によるものとします。 また、多くの事業者に公募情報が届くような広報手段を用い、事業者が余裕をもって応募することができるように2か月程度の応募期間を確保します。	<p>◆先の答申において、最初の1園は、「公募により実績ある社会福祉法人」に移管することとしている。</p> <p>◆応募者に配慮し、募集期間を最低何か月設けるかを記載している市がある。</p>
府中市	優良な事業者を選定するために募集方法は、多くの事業者に情報が届くような広報手段を用いた公募により行います。 この際、応募希望者が余裕をもって応募することができるように配慮し、提案書類の準備期間を含め3か月の期間を設けることとします。 なお、募集要項を対象施設で公開するとともに、対象施設の保護者のご要望を可能な限り要項に反映するように努めます。	
小平市	事業者の選定に当たっては、優良な事業者を確保するために公募を行い、学識経験者、保育経験者等を含めた事業者選定組織を設置します。 ※「事業者の選定方法」の項目でも掲載	
日野市	①優良な事業者を確保するため、社会福祉法人を対象とした公募を行います。応募がない場合は、社会福祉法人以外の事業者にも範囲を広げて公募を行います。 ※「運営主体」の項目でも掲載 ②事業者の公募方法及び選定方法は、「とよだ保育園民営化事業者公募要領」で定めます。公募要領は、保護者と協議するとともに学識経験者の意見を取り入れて作成します。 ※「事業者の選定方法」の項目でも掲載 ③市は、多くの事業者が公募に参加するための周知に努め、委託事業者が複数事業者の中から選定できるように最大限の努力を行います。	
東村山市	より優良な事業者を選定するために、公募対象とする社会福祉法人等を都内全域まで広げ、広く募集します。 また、事業者が余裕をもって応募するために2か月程度の応募期間を確保します。	
国分寺市	ほんだ保育園の保育を円滑に引き継ぐことができる法人を選定するため、東京都の保育制度（東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例、同条例施行規則、保育所設置認可等事務取扱要綱、保育所指導検査基準等）を深く理解し、認可保育園の十分な運営実績や信頼のある社会福祉法人、学校法人、NPO法人、日本赤十字社、公益社団(財団)法人、特例社団(財団)法人、医療法人又は株式会社を対象とします。また、多くの法人に応募していただくため、広く情報提供を行い、応募期間を2ヶ月以上確保します。 ※「運営主体」の項目でも掲載	
狛江市	より適切な法人を確保するために、公募の範囲は市内に限定せず、運営法人公募要項で定める地域において認可保育園運営実績がある社会福祉法人から広く募集します。公募の期間は1～2か月程度とします。	
稲城市	事業者の公募は、より優良な事業者を確保するために、広報、市ホームページをはじめ、広く周知します。また、事業者が余裕をもって応募するため2か月程度の応募期間を確保します。 なお、公募の際は、ガイドラインに沿った募集要項を作成し、これを保護者等にも公開します。	
羽村市	より優良な事業者を確保するため、募集方法は公募によるものとします。 また、市立保育園の保育水準を満たし、保育の質を維持・向上でき、継続性・安定性・信頼性や地域性を確保するため、良好な経営実績のある事業者を公募していきます。	
世田谷区	より優良な事業者を確保するために、公募の範囲は限定せず区内外から広く募集します。 多くの事業者に公募情報が届くような広報手段を用い、事業者が余裕をもって応募するために2か月程度の応募期間を確保します。 また、募集要項を対象園保護者に公開するとともに、対象園保護者の意見・要望を反映します。	
国立市		

【民営化の手法 事業者の選定方法】

市名	ガイドラインの内容	ポイント
立川市	事業者の選定にあたっては、市民や学識経験者、保育現場経験者等を含めた選定組織を設置し、企画提案方式(プロポーザル)により選定します。	
府中市	<p>ア 審査会の設置 事業者の選定にあたっては、対象施設の保護者(2名)、知識経験者及び保育現場経験者を含む市職員で組織する審査会を設置し、財務諸表等については財務の専門家から意見聴取を求めます。</p> <p>ウ 選定審査 審査会は、提案書類の審査(書類審査)や事業者へのヒアリング、現に運営する保育所の実地調査等により、評価項目ごとに採点し、事業者の選定を行います。 なお、全ての応募事業者が一定の保育水準等を満たしていないと判断した場合は、再度、市長が公募を行うこととします。</p>	<p>◆事業者選定のための選定委員会を設置することを記載している市が多い。</p> <p>◆選定委員会の構成メンバーまで記載している市もある。</p> <p>◆事業者による企画提案方式(プロポーザル)により選定する旨を明記している市が多い。</p>
小平市	事業者の選定にあたっては、優良な事業者を確保するために公募を行い、学識経験者、保育経験者等を含めた事業者選定組織を設置します。プロポーザル(企画提案)方式により選定するものとし、書類審査及び事業者によるプレゼンテーションを実施します。 ※「事業者の募集方法」の項目でも掲載	◆選定基準を満たさなかった場合の対応について記載している市もある。(府中市)
日野市	<p>②事業者の公募方法及び選定方法は、「とよだ保育園民営化事業者公募要領」で定めます。公募要領は、保護者と協議するとともに学識経験者の意見を取り入れて作成します。 ※「事業者の募集方法」の項目でも掲載</p> <p>④事業者の選定をするための委員会を組織し、委員にはとよだ保育園の保護者代表(複数名)、学識経験者、公立保育園園長職を含めることとします。</p>	◆選定委員会等の公開・非公開について明記している市もある。(狛江市)
東村山市	<p>①保護者代表及び保育分野や財務の専門家並びに市行政で組織する選定会議を設置します。</p> <p>②保育園運営に関する提案内容や運営実績についての第1次審査(書類審査)を原則非公開で選定会議が行います。審査項目は事前に公表し、会議については審議の透明性を確保するため会議録は公開します。また、選定会議の要請があれば会議を公開することとします。</p> <p>③第1次審査合格事業者に対して、第2次審査(ヒアリング、現地調査、プロポーザルによるプレゼンテーション)を行います。審査員は選定会議と当該園の複数の保護者(会の代表等)とし、選定事業者を決定するための意見交換を行います。</p> <p>④保護者の意向を尊重し、選定会議が事業者を選定し、その結果を市長に提言するものとします。</p>	
国分寺市	<p>選定にあたっては、部長職・課長職で構成する組織「(仮称)ほんだ保育園法人選定委員会(以下「選定委員会」といいます。)」を設置します。また、国分寺市の公立保育園の園長、保育士、保健師又は看護師、栄養士及び子ども福祉部保育課保育係職員のメンバーで構成した「(仮称)ほんだ保育園法人選定委員会専門部会」(以下「専門部会」といいます。)を選定委員会の下部組織として設置し、保育に関わる学識経験者2名(うち、1名はほんだ保育園保護者の会が大学等を推薦できる。)及び応募法人の財務諸表を確認するために専門家から意見聴取をします。</p> <p>(4) 選定の実施方法 選定にあたっては、一定の水準(ほんだ保育園の園運営を引き継ぐことができる保育水準)を満たした法人の中から相対的な優位者を選定します。また、選定の過程では次のことを実施します。</p> <p>① 書類審査 ② 理事長、代表者等の経営責任者及び園長候補者等の面接 ③ 施設の実地調査及び日常の保育状況の確認 ④ 研修、職員会議等に関する実績及び記録の確認 ⑤ その他専門部会の意見に基づき選定委員会が必要と判断すること。</p> <p>(5) 公設公営の継続 応募法人の保育内容が「(4)選定の実施方法」の一定の水準を満たさない場合は、法人決定まで現状の公設公営を継続します。</p>	
狛江市	<p>運営法人の選定にあたっては、保護者や学識経験者、保育専門職等を含めた運営法人選定委員会を設置します。運営法人選定委員会において選考会を開催し、応募があった法人によるプレゼンテーションや選定委員によるヒアリングを実施します。運営法人選定委員会は、法人を審査・選考し、結果を市長に報告します。</p> <p>市と保護者とで協議した運営法人公募要項(案)について、運営法人選定委員会は審議・決定を行い、市が法人の公募を行います。運営法人選定委員会における審議については原則公開とし、HP等で議事録を公表するとともに、保護者については法人の応募状況等についてお知らせします。また、プレゼンテーションは公開で行います。</p>	

市名	ガイドラインの内容	ポイント
稲城市	<p>事業者の選定にあたっては、次の点に留意することとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「稲城市民間保育所等設置者選考要綱」を基本とし、審査会で公平公正に決定します。審査会には第二保育園など公立保育所の園長、第二保育園の保護者の代表者、第二学童クラブの保護者の代表者等を含めます。 ・選考過程において、事業者に対して保護者等が質疑を行える機会を設けるなど、市は保護者等の意見を十分に聴取し、意見・要望を最大限反映します。 ・事業者の決定にあたっては、単に応募者の中で相対的な優位者を決定するのではなく、稲城市の求める運営水準及び設備水準を継続して満たす事業者とします。 	
羽村市	<p>ア 事業者の選定にあたっては、学識経験者、保育現場等経験者等の専門家及び対象園保護者を含めた事業者選定委員会を設置します。</p> <p>イ 事業者の目的や理念、保育の質、運営の透明性、これまでの実績などを重点に検討します。</p> <p>ウ 対象園の職員配置水準を満たし、保育の質を維持・向上できる、より優良な事業者を選定します。</p> <p>エ 事業者の継続性や安定性等とともに、保育園運営上の内容を中心とした審査を行います。</p>	
世田谷区	<p>区は、事業者の選定にあたって、学識経験者や保育現場経験者等の専門家を含めた選定委員会を設置します。</p>	
国立市		

【民営化の手法 事業者の選定基準】

市名	ガイドラインの内容	ポイント
立川市	<p>事業者の安定性や継続性とともに、保育の質を維持・向上できるより優良な事業者を選定することを基準とします。</p> <p>選定にあたっては以下の点を重視します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉の理念・公共性・公益性を持った事業者であること。 ・多様な保育ニーズに対応するため、市が指定する条件に基づき、保育サービスを実施すること。 ・保育の方針や内容が子ども本来の発達や育ちを重視し、子どもを中心とした良好な保育を行うこと。 ・保育の質を高める職員体制が確保できること。 ・資金計画や事業運営において健全性や透明性を確保していること。 	<p>◆事業者選定委員会での選定の際の基本的な考え方を記載している市と、後述の「募集の条件」の項目がなく、選定基準のなかで条件についても細かく示している市もある。</p> <p>◆事業者を選定する際の基準として、どのような視点を持つておくべきか。記載内容は、「募集の条件」の項目との整理が必要である。</p>
府中市	<p>イ 評価範囲・評価項目</p> <p>事業者の運営理念、組織体制、財政状況、運営実績及び事業計画を評価対象の基本とし、その他の評価範囲・評価項目は審査会において決定します。</p>	
小平市	<p>事業者の選定に当たっては、以下の点を重視します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共性・公益性を持った事業者であること。 ・市が指定する条件に基づき、保育サービスを提供できること。 ・子どもを中心とした良好な保育を提供する事業者であること。 ・保育の質を高める職員体制が確保できること。 ・法人として、資金計画、事業運営の健全性・透明性を確保していること。 	
日野市	<p><規定なし></p>	
東村山市	<p>①「東村山市私立保育所設置指導指針」に準拠し、責任をもって取組もうとする事業者を選定します。</p> <p>②事業者の継続性や安定性等とともに、保育園運営上の内容を中心とした審査を行うことで、より優良な事業者を選定します。</p>	

市名	ガイドラインの内容	ポイント
国分寺市	<p>選定に当たっては、以下の点を重視した選定基準を作成します。また、作成に際しては、審査コンセプト(選定基準の方向性を示したもの。)を保護者の意見を取り入れ作成します。</p> <p>保護者の意見については、おおむね平成27年1月から2月までの間に開催する専門部会へ必要に応じ参加いただき、また、保護者へのアンケートも実施することにより聴取します。</p> <p>【保育の理念】</p> <p>① 社会福祉事業としての保育園を運営するにふさわしい保育理念及び保育の基本方針持っていること。</p> <p>② 特殊な教育方針、反社会的な信条を持たないこと。</p> <p>【運営主体としての適性】</p> <p>③ 保育園を継続的に運営でき、財務面においても安定性があること。</p> <p>④ 人材育成に意欲的に取り組んでおり、具体的な育成の仕組みを構築していること。</p> <p>⑤ 当該法人の持つ地域的特性、状況等に関わらず、円滑な引継ぎができること。</p> <p>【保育内容】</p> <p>⑥ 子どもの生涯にわたる人間形成にとって、極めて重要な時期であることを理解し保育していること。</p> <p>⑦ 豊かな心情、意欲及び態度を身に付け、新たな能力を獲得していく手助けを、様々環境との相互作用により促していること。</p> <p>⑧ 職員との信頼関係を基に、子ども同士の関係を深め、身体的及び知的な発達とともに、情緒的、社会的及び道徳的な発達を促していること。</p> <p>＜私たちが育みたい子ども像＞</p> <p>私たちは豊かな自然環境の中であそびを通じて、子どもらしくのびのびと生活できる子どもを育みます。</p> <p>(1)たくさんからだを動かして、元気にあそべる子ども</p> <p>(2)人との関わりを通じて自分の思いを伝え、相手の気持ちがわかる子ども</p> <p>(3)色々なことに感動して、豊かな表現ができる子ども</p> <p>(4)友だちと一緒に楽しくあそべる子ども</p> <p>(5)創造力や探究心や好奇心があり、色々なことに興味を持って意欲的にあそべる子ども</p> <p>【保育の方法】</p> <p>⑨ 子どもの発達に見合った保育及び子ども中心の保育を実施していること。</p> <p>⑩ 国分寺市の公立保育園の保育水準を満たし、保育内容(ほんだ保育園が行っている保育)の継承ができること。</p> <p>⑪ 給食は自園調理し、園児の食育に対してほんだ保育園と同等以上の認識を持って、対応できること。</p> <p>⑫ 食物アレルギーへの対応の実績があり、ほんだ保育園と同等以上の認識を持って、対応できること。</p> <p>⑬ 障害児保育の実績があり、ほんだ保育園が行っている障害児保育等の継承ができること。</p> <p>⑭ 地域への子育て支援を行っていること。</p> <p>【園の運営と評価】</p> <p>⑮ 園運営に職員の意見が反映されていること。</p> <p>⑯ 市の事業に十分な理解があり協力的であること。</p> <p>⑰ ほんだ保育園保護者の会及び国分寺市保育園保護者の会連合会に十分な理解があり協力的であること。</p> <p>⑱ 今後の保育事業拡大に将来的に対応できること。</p> <p>⑲ 自己評価等を実施し、自己研さんに努めていること。</p> <p>⑳ 第三者評価を受審し、その結果をもとに園の運営を定期的に検討すること。</p> <p>㉑ 施設の防犯・防災対策を行っており、訓練を実施していること。</p> <p>【職員配置】</p> <p>㉒ 雇用条件が安定し、質の高い職員を確保でき、年齢・経験・既存園からの異動のバランスを考え、国分寺市の公立保育園と同水準の職員配置ができること。</p> <p>園長については、保育士資格を有し、十分な保育経験があること。</p>	
狛江市	<p>運営法人の審査には、以下のような項目を重視します。</p> <p>【項目例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発育を尊重し支援する保育を実施すること。 ・児童福祉に対する熱意や関心があること。 ・保育に対する高い専門知識や豊富な経験、意欲のある職員が確保されること。 ・民営化保育園であることを十分に認識し、子どもの民営化に係る負担を最小限にするように努めるとともに、保護者に対して柔軟で適切な対応ができること。 ・子育て経験の少ない親への支援に積極的であること。 ・地域に対する貢献や実績があること。 ・法人の財務体質が健全であり、事業運営に支障がないと判断できること。 ・三者協議会に誠実に参加し、保護者・市と協力しながらよりよい保育を目指す姿勢があること。 ・民営化対象保育園の特性を最大限に活かせることができ、かつ実現可能性のある事業提案があること。 ・安全面に対する管理体制が十分にとれていること。等 <p>(2)公募及び選定に関する特記事項</p> <p>① 公立保育園を引継いで保育を行うことについてどう考えているかを公募の際の必要な提出書類のひとつとします。</p> <p>② 運営法人は、運営法人選定委員会で決定した基準により選定し、これを満たす法人を選定します。</p>	

市名	ガイドラインの内容	ポイント
稲 城 市	<p>市立保育所の保育水準を満たし、質の高い安定した保育を提供できる事業者を選定するため、選考にあたっては①～④の内容を重視し、書類審査及びヒアリングによる確認などを行い、必要に応じて既設保育所の実地調査も行います。</p> <p>また、ヒアリング、現地調査(調査報告を含む)などは原則公開とします。</p> <p>なお、選定基準を定める際には、第二保育園の保護者(世帯)の過半数以上の賛同を得ることとします。</p> <p>※①～④の内容については、「募集条件」の項目で記載</p>	
羽 村 市	<p>事業者選定基準は、前述の事業者選定委員会の中で決定していきます。</p> <p>《事業者選定基準の項目の一例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉の理念・公共性・公益性をもった事業者であること。 ・子ども本来の発達・育ちを重視し、子どもを中心とした良い保育を実施している事業者であること。 ・保育に対する高い見識と幅広い専門的知識、豊富な経験を持ち、意欲のある職員が確保されていること。 ・安全面に対する管理体制が十分取れていること など 	
世 田 谷 区	<p>(1)選定の基準</p> <p>区立保育園の保育水準を満たし、保育の質を維持・向上できる事業者を選定することを原則とします。</p> <p>そのため、事業者の継続性や安定性等とともに、保育園運営上の内容(保育の質)を中心とした審査を行うことで、より優良な事業者を選定します。</p> <p>選定にあたっては、以下の点を重視します。</p> <p>①児童福祉の理念・公共性・公益性を持った事業者であること。</p> <p>経営責任者や園長候補者等と面接を行うとともに、運営の透明性等の経営体質を確認していきます。</p> <p>②子ども本来の発達・育ちを重視し、子どもを中心とした良い保育を実施していること。</p> <p>事業者が現に行っている保育を実地調査するとともに、連絡帳や保育日誌等、日々の保育状況を把握できる資料を確認していきます。</p> <p>③質の高い職員が確保されること。</p> <p>新園に異動する事業者職員の人数や配置予定職員の年齢・経験年数のバランスを注視するとともに、職員の雇用形態・定着の度合い等を確認していきます。</p> <p>④ 職員の人材育成や園運営に職員参加がなされていること。</p> <p>研修や職員会議等に関する記録・実績を確認していきます。</p> <p>その他、「給食の自園での調理」、「区立園と同等のアレルギー対応」、「障害児保育の実績」、「地域子育て支援の実績」等も選定の条件とします。</p> <p>これら選定の際に重視すべき項目の内容等については、対象園保護者の意見・要望を反映します。</p> <p>(3)区立水準を満たす事業者の決定</p> <p>区は、事業者の決定にあたって、単に応募事業者の中での相対的な優位者を決定するのではなく、区立水準を満たす事業者とします。</p> <p>*区立水準とは、給食の自園での調理、アレルギーへの対応、障害児保育の実施、地域子育て支援の実施等、現在の区立保育園で行っている保育内容の水準を指します。</p>	
国 立 市		

【民営化の手法 募集条件】

市名	ガイドラインの内容	ポイント
立川市	<p>市が指定する民営化の条件は、次のとおりとします。</p> <p>①運営全般 ア 選定された設置運営主体(法人等)が自ら保育園を運営すること。 イ 移管を受けた土地や建物、備品等は、当該保育園における保育以外の目的に使用しないこと。 ウ 移管後は、保護者や地域住民の要望に適切に応じ、地域の特性を活かした運営に努めること。</p> <p>②職員配置 ア 保育にあたる職員は、保育士の資格を有するものであること。 イ 園長と主任保育士等は、幹部職員としての能力と経験を有するものであるとともに、当該保育園の専任職員とする。 ウ 移管前3か月以上、職員を当該保育園に勤務させ、保育を行いながら円滑な引継ぎに努めること。</p> <p>③保育内容 ア 産休明け保育(生後57日目からの保育)、延長保育(開所時間12時間以上)を実施すること。 イ 地域子育て支援事業に取り組むこと。 ウ 第三者評価を実施し、保育内容の充実に努めること。 エ 職員の研修や保育園相互の交流に努め、保育の向上を図ること。</p> <p>④保育所定員 ア 移管後は、移管前の市立保育園の定員を上回るよう、認可定員の拡大や定員の弾力化を図ること。</p>	<p>◆募集にあたっての条件については各市ボリュームに差がある。</p> <p>◆主な内容は、全般的な項目、職員配置についての項目、保育の内容、時間などについての項目、引継ぎに関する項目など多岐にわたっており、各市でその記載レベルについては差がある。</p> <p>◆引継ぎに関する項目は、別途大項目を設けて記載している市もある。</p>
府中市	<p>民間移行に伴う保育環境の変化に配慮し、児童福祉法等の関係法令及び関係規定を遵守することを前提として、次の条件を付した上、対象施設の保育理念を尊重し、現状の保育の質を維持向上できる事業者を公募し、民間移行後も事業者に対募集条件及び選定過程の中で履行を約束した事項について遵守させることとします。</p> <p>ア 基本的条件 (ア) 受入月齢及び定員構成を継承すること。※ 民間移行の前年度における各年齢の入所児童数を上限として、定員外の受入れも可能とする。 (イ) すくすく保育(障害児保育)を実施すること。 (ウ) 開所時間、保育時間(延長保育時間を含む。)及び開所日を継承すること。※ 特別保育事業等の実施に際し、開所時間等を延長する際はこの限りではない。 (エ) 保護者の費用負担の継続性に配慮し、市があらかじめ認められた費用(延長保育等の特別保育事業に係る利用料金)以外の負担を求めないこと。 (オ) 対象施設の年間行事を継承すること。※ 新たに行事を実施する際は、保護者にあらかじめ説明を行い、保護者の了解を得た上実施すること。 (カ) 子育て支援・子育て交流事業(園庭開放、育児相談等)を継承すること。 (キ) 苦情対応への体制(苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置)を整備すること。 (ク) 自園調理方式により食育を推進し、アレルギーを持つ児童へ丁寧に対応すること。 (ケ) 民間移行後、おおむね2年以内に特別保育事業(2時間以上の延長保育、一時預かり・特定保育及び年末保育等)を市と協議の上実施すること。</p> <p>イ 職員配置等の条件 (ア) 常勤職員は、入所児童数に応じて市の職員配置基準に基づき、次のとおり配置すること。 a 施設長は専任で、社会福祉士、社会福祉主事又は保育士の資格を有し、児童福祉事業又は社会福祉事業に15年以上従事した者(社会福祉士又は社会福祉主事の資格のみを有する者は、国又は保育に関する団体が実施する保育所長研修を受講し、修了した者に限る。) b 主任保育士は、保育士の資格を有し、児童福祉事業に10年以上従事した者 c 施設長及び主任保育士を除く、市の保育士配置基準により算出された必要保育士数に1/3を乗じて得られる数(小数点以下四捨五入)の保育士は、保育士の資格を有し、児童福祉事業に5年以上従事した者であること。 d 年齢別クラス担当保育士のうち1名は、保育士の資格を有し、児童福祉事業に5年以上従事した者であること。 (イ) 現在、対象施設に勤務している非常勤職員等が、対象施設へ継続的に就労を希望している場合は、積極的に雇用するよう努めること。 (ウ) 職員の資質向上のため職員研修計画を作成し、積極的に職員研修に参加できる体制を整えること。</p> <p>ウ 引継ぎ・合同保育 引継ぎ・合同保育の期間において、市が指定する職員(施設長、保育士、調理員等)を配置すること。なお、引継ぎ・合同保育に参加した職員は、民間移行後も継続して対象施設に従事すること。</p> <p>エ 福祉サービス第三者評価の受審 民間移行後3年以内に福祉サービス第三者評価を受審すること。</p> <p>オ 三者協議会 事業者決定の日から当分の期間(民間移行日の前日に在所していた全ての児童が退所するまで)において、対象施設の保護者の代表、市及び事業者からなる三者協議会を組織し、保育運営等について協議すること。</p> <p>カ その他 (ア) 事業者は、市の求めに応じて移行後の運営状況等について報告を行うとともに、市の行う立入調査に協力すること。 (イ) 当募集条件に定める内容は、民間移行日の前日に在所していた児童の全員が退所するまで遵守すること。ただし、条件の変更等について三者協議会において保護者の同意が得られた場合は、この限りではない。</p>	

市名	ガイドラインの内容	ポイント
小平市	<p>(1)保育時間 午前7時から午後6時までとし、延長保育については、午後7時30分以降まで行うこと。</p> <p>(2)受入れ年齢及び定員 0歳児から5歳児を受入れ、定員の総数は鈴木保育園の定員を拡充すること。</p> <p>(3)施設・職員配置 ・児童福祉施設最低基準を遵守すること。 ・施設整備に当たっては、0歳児1人につき5平方メートル以上の有効面積を確保すること。 ・園児と保育士の割合は、0歳児3対1、1歳児5対1、2歳児6対1、3歳児20対1、4歳児30対1、5歳児30対1とすること。 ・看護師、栄養士の配置を行うこと。 ・園長及び主任保育士は、幹部職員としての資質と、認可保育園での十分な経験を有すること。 ・年齢や経験年数等を考慮した配置を行うこと。</p> <p>(4)給食 ・自園調理方式であること。 ・アレルギーに丁寧に対応すること。</p> <p>(5)その他の保育内容 ・園庭開放、子育て相談など、地域の子育て支援に積極的に取り組むこと。 ・市内の認可保育園と連携、協力し、市内の保育の発展に努めること。 ・障がい児の受け入れを積極的に行うこと。 ・必要に応じて、市と協議の上、一時預かり等の事業に取り組むこと。</p> <p>(6)苦情解決のしくみの整備 中立・公正な第三者の立場から助言を行う「第三者委員」の設置など、具体的な方法を明らかにすること。</p> <p>(7)第三者評価の受審 福祉サービス第三者評価を、3年に1回以上、定期的かつ継続的に受審し、その結果を公表すること。</p>	
日野市	<p>(1) 保育の質や経営安定性を確保するため、事業者には、以下の事項を遵守することを求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①「保育所指針」に基づく内容を基本とし、子どもの発達を尊重し支援する保育を実施すること。 ②保育所の整備・運営にあたっては、関係法令及び都・市の指導を遵守すること。 (参考)保育事業者が遵守すべき関係法令 ③職員研修等の人材育成を積極的に行い、専門知識や経験、意欲ある質の高い職員を確保すること。 ④園長及び主任保育士は常勤・専任とし、管理職としての資質・能力と経験を有する者とする。 ⑤事業運営における健全性や透明性を確保し、安定的・継続的に保育園運営を行うこと。 ⑥職員による給食の施設内調理、食物アレルギー対応を行うこと。 ⑦障害児保育や地域の子育て支援に積極的に取り組むこと。 ⑧保育の質の向上やサービス改善に向け、第三者評価制度の積極的活用や苦情処理制度の整備を行うこと。 ⑨保育園の開所時間は午前7時から午後6時までを基本とすること。 ⑩延長保育時間は午後6時から最低1時間以上とすること。 ⑪休園日は日曜日、国民の休日に関する法律に定める休日、12月29日から翌年の1月3日までの日とすること。 ⑫定員は130名とし、職員配置は日野市の職員配置基準に準拠すること。定員内訳については市と協議の上、決定すること。 ⑬延長保育料、その他市が認める実費以外の負担を保護者に求めないこと。費用の徴収を行うときは保護者の理解を得てから実施すること。 ※民営化事業者が設定する延長保育料と公立保育園の延長保育料に差額が発生する場合は、民営化前の在園児については差額分を市が負担します。 ⑭民営化にあたっての子ども・保護者の負担を最小限にするよう努め、保護者との協議は誠実に積極的に行うこと。保育内容の引継ぎ体制や問題点について話し合うための保護者・市・事業者で構成する三者協議会では、保護者の意見を十分に傾聴しながら保護者との信頼関係を構築し、子どもたちへの負担軽減、円滑な引継ぎを図ること。民営化実施後も、話し合いの取り決めどおりに保育が実施されているか、問題は生じていないか等について、三者のいずれかの要望の基づき三者協議会を開催すること。 <p>(2) 公立保育園の運営を引き継ぎ、保育環境の変化による負担を最小限とするため、事業者には以下の事項を誠実に履行することを求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①子どもたちへの負担、影響を最小限にし、子どもたちや保護者と事業者の信頼関係を構築後に民営化を実施するため、民営化の1年前から、事業者の保育士がとよだ保育園の保育に入り、引継ぎ準備を開始すること。民営化の6か月前からは、とよだ保育園の各クラスに担任予定者を配置し、また、調理員についても勤務に入ること。 ※合同保育期間中の事業者の費用負担については市と事業者で協議して決定します。 ②民営化開始直後に保育内容が激変しないよう、事業の引継ぎを行うこと。 ※市は、従前実施していた事業・行事を継続するよう指導するとともに、円滑な移行に向け、必要な支援や調整、改善・指導を行います。 ③民営化後も、とよだ保育園の1～4歳の各クラス担任を、民営化後の2～5歳クラスに1年間派遣し合同保育を実施すること。合同保育の期間については、子どもたちの様子や園の運営状況を勘案し、三者協議会の決定により短縮できるものとします。 	

市名	ガイドラインの内容	ポイント
東村山市	<p>保育園の運営主体には、次の条件を付します。</p> <p>① 関係法令の遵守 関係諸法令等を遵守し、市の助言を尊重すること。</p> <p>② 保育時間と休園日 通常の保育時間及び休園日は、市内認可保育所と同じとすること。</p> <p>③ 定員及び受け入れ年齢 i) 移管前の定員を下回らないこと。定員を決定・変更する際には、市と事前に協議をし、できるだけ増員に取り組むこと。 ii) 乳児(産休明け保育)から5歳児までを受け入れること。</p> <p>④ 職員配置 i) 児童福祉施設最低基準を遵守すること。 ii) 園長ならびに主任保育士は社会福祉事業等に従事した経験を有し、管理職としての資質を兼ね備えた者とする事。 iii) 保育士の3分の1以上(園長等管理職や主任保育士を含むことができる)は、5年以上の保育経験を有する者とする事。 iv) 当該保育所に勤務していた職員(正規職員以外)で、希望する者の積極的な雇用に努めること。</p> <p>⑤ 保育内容の継承 i) これまで培われてきた当該保育所での保育内容をできるだけ継承し、移管後に激変しないように市と協議すること。 ii) 保護者に対し、保育内容の説明や保育の報告などを行い、意思の疎通を図ること。</p> <p>⑥ 特別保育事業 i) 原則として現在行われている特別保育事業は継続すること。 ii) 延長保育は、午後7時まで実施すること。 iii) 13時間開所、一時保育、年末保育、病後児保育等に関しては市と協議を行い前向きに取り組むこと。 iv) 障害児の受け入れについては、移管前の水準を維持し、積極的に取り組むこと。</p> <p>⑦ 行事 i) 原則として、移管前の年間行事を継承すること。 ii) その他の行事の実施は、保護者に説明を行い、了解を得ること。 iii) 地域支援事業として、保育園の開放や育児相談を、地域に向け行うこと。</p> <p>⑧ 給食・保健・衛生 i) 給食は、自園調理方式を採用すること。 ii) 給食、保健、衛生に関する国、都、市の通知を遵守すること。 iii) 様々なアレルギーへの対応を丁寧に行うこと。</p> <p>⑨ 費用の徴収 延長保育料、特別保育の利用料のほか市が認める実費以外の負担を保護者に求めないこと。他に保育サービスの対価として必要と判断する場合は、市と事前協議のうえ、保護者の理解を得てから実施すること。</p> <p>⑩ 職員研修 職員の資質の向上のため職員研修計画を作成し、研修等に参加させること。</p> <p>⑪ 保護者との連携、保護者(父母)会との連携、苦情解決等 保護者との懇談を必要に応じ開催し、保護者(父母)会と連携することや苦情などに対して組織的に誠意をもって対応すること。</p> <p>⑫ 施設面 i) 保育所周辺の安全対策を講じ、地域住民と連携すること。 ii) 遊具等は、当面継続利用するとともに、必要に応じて改善していくこと。 iii) 送迎時の駐車、駐輪スペースの確保に努力すること。</p> <p>⑬ 地域交流 i) 東村山市が主催する情報交換の場に積極的に関わり、交流を深めること。 ii) 市内の認可保育所と連携、協力し、市内の保育の発展に努めること。</p>	
国分寺市	<p>ほんだ保育園で行っている保育(開所時間、延長保育、障害児保育及び地域への子育て支援事業を含む。)を実施します。延長保育時間の拡大等の保育事業は、ほんだ保育園保護者、市、法人の三者による協議(以下「三者協議」といいます。)にて保育園の運営が軌道に乗ったことを確認し、民営化後6ヶ月を経てから十分な協議をした上で、新規事業の実施に差し支えないと判断された後に導入します。</p> <p>※その他、「選定基準」の項目において記載</p>	

市名	ガイドラインの内容	ポイント
<p>狛 江 市</p>	<p>4 民営化の手法(2)施設の整備及び定員</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 児童福祉法第35条第4号に定める認可保育園であり、宮前保育園、和泉保育園それぞれの選定された法人が施設を整備し運営します。 ② 現状を下回らない定員を確保します。 ③ 施設内調理による給食を提供します。 ④ 屋外遊戯場(園庭)を敷地内に設置します。 ⑤ 車いす利用者用駐車場を設置します。 <p>5 運営方針・実施保育事業・職員配置</p> <p>市が民営化後の保育園に求める基本的な運営方針、実施保育事業、職員配置は以下に掲げるとおりです。運営法人は、以下の基本事項を誠実に履行する必要があります。</p> <p>(1)運営方針</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 民営化する保育園の基本的な保育内容は「保育所保育指針(平成20年3月28日厚生労働省告示第141号)」を基本とし、子ども本来の発達・育ちを重視し支援する保育の実施はもとより、子育て経験の少ない親も一緒に学んで育つことのできるような保育を目指すこと。 ② 民営化対象保育園の保育内容を引継ぐことを基本とし、保護者の理解と協力を得ながら運営することに努めること。 ③ 高い専門知識や豊富な経験、意欲のある職員を確保するとともに、職員研修等人材育成への積極的な取組み、マニュアルの整備、自己評価、利用者評価の実施等により、保育の質の維持・向上を目指すこと。 ④ 市が行う公私立園長会や保育展等、公私立保育園合同で行っている市の特性を活かした取組みに積極的に参加すること。 <p>(2)実施保育事業</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 産休明け保育(生後57日目からの保育)、延長保育(開所時間13時間以上)、一時保育を実施すること。 ② 施設内調理による給食とし、衛生面、栄養面等必要な注意を果たすこと。 ③ 食物アレルギー対応は、市作成の「食物アレルギー対応マニュアル」に基づく対応を基本とすること。また、さらなる改善を図る等の理由によりこれを変更する場合は、市の了承を得ること。 ④ 障がい児については、市の要綱等に基づいて積極的に受け入れることとし、保育内容のさらなる充実に努めること。 ⑤ 園庭開放などの地域子育て支援事業に取り組むこと。 <p>(3)職員配置</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保育士の保育経験及び年齢構成に十分配慮し、運営法人公募要項で定める基準により正規職員を配置すること。 ② 職員配置基準は「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)」を最低条件とする。ただし、1歳児クラスについては、子ども5人に対して保育士を1人以上配置すること。 ③ 各クラス担任は1年度単位でクラスを受け持つこととし、特別な事情がある場合を除き、年度途中での変更がないように努めること。 ④ 園長は常勤とすること。また園長及び主任保育士は幹部職員としての能力と経験を有するものであること。 ⑤ 子どもが保育園で豊かな生活を送ることができるよう、保育士等の勤務環境にも十分配慮すること。 ⑥ 民営化対象保育園に勤務していた職員(嘱託・臨時職員)の積極的な雇用に努めること。 	

市名	ガイドラインの内容	ポイント
稲 城 市	<p>①運営について 市立保育所・市学童クラブ・市児童館の保育・育成水準を満たし、保育・育成の質を維持・向上できる事業者を選定することを基本とします。そのため、事業者の継続性や安定性などとともに、保育所・学童クラブ・児童館運営上の内容(保育・育成の質)を中心とした審査を行うことで、より優良な事業者を選定します。選定にあたっては下記の点を重視します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法その他関係法令及び保育指針を遵守すること。 ・児童福祉の理念・公共性・公益性を持つこと。 ・本市における保育行政及び第二保育園の保育目標をよく理解し、積極的に協力すること。 ・自ら保育所運営を行うこと。 ・子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮し、保育を行うこと。 ・子どもの心身の成長を最大限重視した保育を行い、子ども達一人ひとりに対し、本来の発達・育ちを支え、子どもを中心とした保育を実施すること。 ・質の高い職員を確保するため、職員の人材育成を行うこと。 ・安定的で質の高い保育を行うため、職員が意欲を持って働けるよう職員研修や保育所運営への職員参加等に積極的に取り組み、自己研鑽について不断に努めること。 ・保護者との信頼関係を築き、連携・協力を確保するため、コミュニケーションを図りながら保護者の活動を推進し、意見を反映した施設運営を行うこと。 ・保護者の育児を支援すること。 ・「地域の中の保育所」として、地域の中で地域に開かれた保育所作りと、地域を支え、地域に支えられる保育所作りを行うこと。 ・給食を自園で調理し、アレルギー対応を行うこと。 <p>②事業内容について 第二保育園・第二学童クラブ・第一児童館の事業を継承するとともに、下記の事業に積極的に取り組むこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児保育(産休明けを含む) ・障害児保育 ・延長保育 ・一時預かり保育 ・年末保育 ・子育てひろば事業 <p>③職員の配置について 職員の配置は、児童福祉法その他関係法令等の配置基準を遵守すること。質の高い職員を確保し、保育・育成環境の維持向上が図られるよう、年齢や経験年数を考慮したバランスのとれた配置を行うこと。また、職員配置について次の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設長は、保育所・学童クラブ・児童館の施設を統括すること。 ・園長は、専任であり、園長及び主任保育士に相当する経験年数を合算し、10年以上の者を配置すること。 ・主任保育士は、保育士としての経験年数が20年以上の者を配置すること。 ・給食職員及び栄養士を配置すること。但し、業務委託も可とする。 ・移行する第二保育園に勤務していた職員(正規職員以外)のうち、継続雇用を希望する者の一定数以上を雇用すること。 <p>④費用について 原則として市の保育料・育成料、別に市が定める利用料、材料費等実費など以外の費用は保護者と協議すること。</p>	
羽 村 市	<規定なし>	
世 田 谷 区	<規定なし>	
国 立 市		

【民営化の手法 事業者の決定と公表】

市名	ガイドラインの内容	ポイント
立川市	事業者の決定と発表から民営化移行まで1年程度の期間を確保します。	<p>◆どのように最終的に決定されるかの記載や、決定した際の公表について記載されている。</p> <p>◆事業者の決定から移行までの最低期間を明記している市もある。</p>
府中市	審査会の選定結果を市長に報告し、最終的に市長が事業者を決定します。また、事業者決定後、速やかに市ホームページ等により事業者の公表を行います。	
小平市	選定組織において選定結果を市長に提言し、市長が最終的に決定します。決定事業者名は、市ホームページ等で広く市民に公表し、周知します。	
日野市	①事業者の決定から民営化の移行まで1年以上の期間を確保します。 ②事業者の公表はとよだ保育園の保護者及び広く市民に行います。	
東村山市	①選定会議の提言をもとに、市長が受託事業者を決定します。 ②受託事業者の公表とともに、当該園の保護者のもとより、市ホームページ等で広く市民に報告し周知に努めます。	
国分寺市	法人については、選定委員会がこのガイドラインに基づき作成した選定基準により候補者を選定し、市長が決定します。法人は決定後速やかに発表します(遅くとも民営化移行の1年前まで)。公表はほんだ保育園の保護者だけでなく広く市民に対して行います。	
狛江市	<規定なし>	
稲城市	事業者の決定後は民営化実施まで、円滑な移行に努めます。また、発表は、今回の民営化で直接的な利害関係を持つ保護者等だけでなく広く市民に行います。	
羽村市	⑤決定事業者の公表 ア 事業者が決定した場合、決定の公表から民営化の移行まで1年以上の期間を確保します。 イ 公表は対象園の保護者だけでなく広く市民に行うこととし、対象園保護者や他園の保護者が他の私立保育園や該当対象園を選択できるよう、次年度の入園申込み時期に間に合うように周知します。 ⑥協定の締結 ア 事業者の決定後、速やかに、羽村市と事業者との間で協定の締結を行います。 イ 協定書の内容は、移行準備期間に行うべきことや、羽村市と事業者の役割の確認等とします。	
世田谷区	決定事業者名の発表から民営化移行まで最低1年の期間を確保します。発表は、対象園の保護者だけでなく広く区民に行うこととし、対象園保護者や他園の保護者が他の区立保育園や民営化対象園を選択できるよう、可能な限り次年度の入園申込み時期に間に合うように周知します。	
国立市		

【民営化の手法 移管のスケジュール】

市名	ガイドラインの内容	ポイント
立川市	<規定なし>	<p>◆民営化する保育園が決定している市では、何年度に何をするのかを表にしている。</p> <p>◆民営化する園が決定していない市は、スケジュール表がない。</p> <p>◆当市も民営化園が未決定の段階でのガイドラインとなることから、記載する場合には、年度を記載しないで、各段階で概ね要する期間を示したスケジュールとなる。ガイドラインの段階で記載をしていくか。</p>
府中市	<規定なし>	
小平市	<p>移行に際しては、鈴木保育園の私立保育園への移行の決定前に入園した園児及び保護者に環境の変化が生じないよう、鈴木保育園は平成27年度末まで現在の場所で保育を継続して実施します。また、移行前の最終年度においても2～5歳児の保育を実施し、多年齢児により構成される保育環境を維持します。</p> <p>移管先となる私立保育園は、市有地(現・すずのき菜園)に、平成27年4月に先行して開設し、保育環境の変化が園児に与える影響をなるべく低減するよう工夫します。</p> <p>(移行スケジュールを年表で明示)</p>	
日野市	<規定なし>	
東村山市	今後のスケジュールとして年表で明示	
国分寺市	<規定なし>	
狛江市	2 移行までの主な流れとして図示。	
稲城市	<規定なし>	
羽村市	<p>(2)民営化のスケジュール 民営化の公表から移行準備期間も含め、平成29年4月に民営化を実施する予定です。 保護者に対しては、事業者決定後、対象園の移行期間の保育内容等について説明会を実施します。</p> <p>(3)民営化実施事業の期間 民営化実施までの期間は、保護者へ説明し理解をいただいた後、適正な事業者の選定を行い事業者が余裕をもって準備を行えるよう十分な期間を確保します。</p> <p>①民営化実施にあたって確保する期間 ア 民営化実施までの間に、保護者説明会、事業者の募集、事業者の選考、決定された事業者と羽村市との協議、羽村市・事業者・保護者による協議会、合同保育までの段階が必要です。 イ 合同保育の期間を含めた移行準備期間は、私立保育園の行事等を一通り視察、見学するために1年程度を確保するようにします。</p> <p>(移行スケジュールを年表で明示)</p>	
世田谷区	<規定なし>	
国立市		

【引継ぎ 移管計画の策定】

市名	ガイドラインの内容	ポイント
立川市	移管計画の策定 民営化に際しては、移行のための準備期間として1年程度を確保し、事業者の引継ぎや保護者の理解等、十分な準備ができるような計画を立てます。	<p>◆移行までの準備期間を明示したり、移行計画を策定して民営化を進めることを項目を設けて記載したりしている。</p> <p>◆「移管のスケジュール」の項目との統合も考えられる。</p>
府中市	<規定なし>	
小平市	移行の準備期間・引継ぎ期間として3年程度を確保し、計画的に移行を推進します。	
日野市	<規定なし>	
東村山市	<規定なし>	
国分寺市	<規定なし>	
狛江市	引継保育の実施 ① 引継保育は、三者協議会を経て策定する移行計画を基本として実施します。 ※「 合同保育の実施 」の項目において記載	
稲城市	移行までの期間と移行計画の策定 移行までの期間として2年程度を確保し、事業者の引継体制や保護者等の理解等、移行されるまでに十分な準備ができるような移行計画を立てます。	
羽村市	②移行までの準備期間と移行計画の策定 ア 移行のための準備期間を1年程度確保します。 イ 移行のための移行計画を策定し、運営事業者の引き継ぎの体制づくりや保護者の理解が深められるよう進めていきます。 ウ 保護者も意見・要望を取り入れながら、対象園の保育水準、保育内容を継承することを前提に引継ぎを行います。 ※「 保育内容の継承 」の項目にも掲載	
世田谷区	移行までの準備期間と移行計画の策定 移行のための準備期間として1年程度を確保し、事業者の引継体制や保護者の理解等、移行されるまでに十分な準備ができるような移行計画を立てます。	
国立市		

【引継ぎ 保育内容の継承】

市名	ガイドラインの内容	ポイント
立川市	保育水準の維持・向上や保護者の不安の軽減のため、保護者の意見等も聞きながら、現在の市立保育園の一定の保育内容を継承するために継続する事項や、あらたに拡充する保育サービスを提示して、民営化後の履行を事業者に義務付けることとします。	
府中市	三者協議会に基づき、対象施設の保育水準を継承することを前提に引継ぎを実施します。具体的な内容としては、施設長予定者及び主任予定者を中心に児童の様子や年間行事を含めた保育内容を引き継ぐとともに、設備面や近隣の状況等を含む対象施設の全体像を把握します。 また、事業者の職員が対象施設で行われる職員会議、カリキュラム会議等へ参加することにより情報交換を行う機会を設け、両者が良いチームワークをつくり、円滑な民間移行に向けた意識づくりを醸成します。	◆各市とも、現在の公立保育園の保育内容を引き継ぐことを前提とすることが記載されている。 ◆当市においても、先の答申を踏まえ、現在の公立保育園の保育内容を引き継ぐことが基本となる。
小平市	三者による話し合い等に基づき、現在の鈴木保育園の一定の保育内容を継承することを前提に、引継ぎを実施します。また適宜、事業者職員と鈴木保育園職員が交流や情報交換を行う機会を設け、円滑な移行に向けた意識づくりを行います。	◆募集の条件の項目において、まとめて整理されている市もある。
日野市	(2)公立保育園の運営を引き継ぎ、保育環境の変化による負担を最小限とするため、事業者には以下の事項を誠実に履行することを求めます。 ①子どもたちへの負担、影響を最小限にし、子どもたちや保護者と事業者の信頼関係を構築後に民営化を実施するため、民営化の1年前から、事業者の保育士がとよだ保育園の保育に入り、引継ぎ準備を開始すること。民営化の6か月前からは、とよだ保育園の各クラスに担任予定者を配置し、また、調理員についても勤務に入ること。 ※合同保育期間中の事業者の費用負担については市と事業者で協議して決定します。 ②民営化開始直後に保育内容が激変しないよう、事業の引継ぎを行うこと。 ※市は、従前実施していた事業・行事を継続するよう指導するとともに、円滑な移行に向け、必要な支援や調整、改善・指導を行います。 ③民営化後も、とよだ保育園の1～4歳の各クラス担任を、民営化後の2～5歳クラスに1年間派遣し合同保育を実施すること。合同保育の期間については、子どもたちの様子や園の運営状況を勘案し、三者協議会の決定により短縮できるものとします。 ※「民営化の手法 募集条件」の項目において記載	◆ガイドラインにおいて、どの程度まで詳細に記載していくべきか。
東村山市	⑤ 保育内容の継承 i)これまで培われてきた当該保育所での保育内容をできるだけ継承し、移管後に激変しないように市と協議すること。 ii)保護者に対し、保育内容の説明や保育の報告などを行い、意思の疎通を図ること。 ※「民営化の手法 募集条件」の項目において記載	
国分寺市	国分寺市の公立保育園の保育水準を満たし、保育内容(ほんだ保育園が行っている保育)の継承ができること。	
狛江市	引継保育の実施 ② 民営化対象保育園の保育内容や行事等を引継ぐことが基本ですが、三者協議会で合意があれば、引継保育の段階から柔軟に変更します。 ※「合同保育の実施」の項目において記載	
稲城市	②保育・育成等の継承 保護者等の意見・要望を取り入れながら、現在の第二保育園・第二学童クラブ・第一児童館の下記の項目を可能な限り継承することを前提に引継を行います。 ・保育に関すること…保育方針、指導計画、各種年間行事、障害児保育等 ・給食に関すること…献立、食材、衛生管理、アレルギー対応等 ・子どもの健康管理に関すること…健康診断、保育中の病気・けがの対応、嘱託医との連携等 ・保護者との連携…入園のしおり、各種おたより、連絡ノート、送迎時の対応や保育参観、保護者会、個人面談等 ・安全対策…外部からの侵入者対策、敷地内の安全対策、散歩時の安全対策、感染症発生時の対応、災害時の対策等 ・施設管理…施設の清掃、各種設備保守、光熱水費・通信費支払等 ・その他保護者アンケートによること	
羽村市	②移行までの準備期間と移行計画の策定 ア 移行のための準備期間を1年程度確保します。 イ 移行のための移行計画を策定し、運営事業者の引き継ぎの体制づくりや保護者の理解が深められるよう進めていきます。 ウ 保護者も意見・要望を取り入れながら、対象園の保育水準、保育内容を継承することを前提に引継ぎを行います。 ※「合同保育の実施」の項目において掲載	
世田谷区	区立保育園での保育の継承 保護者の意見・要望を取り入れながら、現在の区立保育園の保育内容を継承することを前提に引継ぎを行います。	
国立市		

【引継ぎ 三者協議】

市名	ガイドラインの内容	ポイント
立川市	円滑な引継ぎを行うためには、保護者・事業者・市の信頼関係を築くことが重要であることから、事業者の決定後、速やかに、保護者・事業者・市の三者による話し合いの場を設置します。	<p>◆各市とも、市・保護者・事業者により三者協議会を設けることが基本にあり、当市においても、先の答申を踏まえ、三者協議会を設置していくことが基本となる。</p> <p>◆募集の条件の項目において、まとめて整理されている市もある。</p>
府中市	事業者決定後、速やかに保護者、事業者及び本市による話し合いの場を設置し、民間移行に伴う諸事項について協議し、合意形成を図ります。	
小平市	事業者決定後、速やかに、保護者・事業者・市の三者による話し合いの場を設置します。移行に伴うさまざまな事項について協議し、合意形成を図ります。	
日野市	民営化にあたっての子ども・保護者の負担を最小限にするよう努め、保護者との協議は誠実に積極的に行うこと。保育内容の引継ぎ体制や問題点について話し合うための保護者・市・事業者で構成する三者協議会では、保護者の意見を十分に傾聴しながら保護者との信頼関係を構築し、子どもたちへの負担軽減、円滑な引継ぎを図ること。民営化実施後も、話し合いの取り決めどおりに保育が実施されているか、問題は生じていないか等について、三者のいずれかの要望に基づき三者協議会を開催すること。 ※「民営化の手法 募集条件」の項目において記載	
東村山市	①園児や保護者、地域の住民に広く周知するために、引き継ぎに関わる期間をできるだけ長くとり、理解を得られるように努めます。 ②保護者・事業者・市の三者による話し合いの場を適宜開催し、信頼関係を構築するとともに、様々な問題に対して連携して解決を図っていけるように、話し合いの場を設けます。	
国分寺市	法人の職員が、一人ひとりの子どもの様子などをきめ細かい部分まで把握することができるよう、三者協議を実施します。	
狛江市	市は、運営法人の決定後、保護者・運営法人・市の三者による三者協議会を設置します。 三者協議会は、引継保育や民営化後の保育内容、保育実施中の問題点等について話し合い、決定していく場となります。それぞれが共通の認識を持ち、信頼関係を構築することで、三者が協力しあってよりよい保育に向けて取組めるよう努めます。 (1)市の基本姿勢 ①市は保護者の意見を十分に傾聴し、これを踏まえて三者協議会を進めます。 ②何事も率直に話し合える環境づくりを市が積極的に行います。 ③保護者と保育園において問題が発生した場合は、市が解決に向けて取組みます。 (2)協議事項(引継保育開始前) 民営化に伴う子どもへの負担を最小限に抑えることや民営化対象保育園の保育内容を引続き実施していくこと等を目的とした引継保育の実施内容に係る計画として、移行計画を策定します。	
稲城市	円滑な引継を行うためには、保護者・事業者職員・市の信頼関係が大切なことから、事業者の決定後、速やかに保護者・事業者・市の三者による話し合いの場を設置します。 また、事業者職員と現在の第二保育園・第二学童クラブ職員の両者が良いチームワークを作り、円滑な移行への意識(特に保育・育成に対する共通認識)作りを行うため、互いに交流する機会を設け、その交流内容を保護者に公開していきます。 さらに、子ども達一人ひとりの状況を把握するため、希望者には三者による個別の面談を実施します。	
羽村市	民間移行が円滑に進むよう、保護者・事業者・羽村市の三者による協議会を設置します。また、民営化実施まで十分な移行準備期間を確保するとともに、移行計画を策定し、保護者の理解が深められるよう、配慮していきます。 ①保護者・事業者・羽村市の三者による協議会の設置 ア 保護者・事業者職員・羽村市の信頼関係が大切なことから、移行日の前年度に三者協議会を設置します。 イ 事業者職員と対象園職員の両者が良いチームワークをつくり、円滑な移行への意思統一を行うため交流機会を設けます。	
世田谷区	円滑な引継ぎを行うためには、保護者・事業者職員・区の信頼関係が大切なことから、事業者の決定後、速やかに、保護者・事業者・区の三者による話し合いの場を設置します。 また、事業者職員と区立園職員の両者が良いチームワークをつくり、円滑な移行への意識づくりを行うため、互いに交流する機会を設けます。	
国立市		

【引継ぎ 合同保育】

市名	ガイドラインの内容	ポイント
立川市	<p>民営化の際には、保育士等の職員が入れ替わること等による保育環境の変化により、子どもたちへの影響を最小限にする必要があります。このため、子どもたちが新しい保育士に慣れ親しむことができるように、一定の期間、市の職員と民営化対象保育園の職員が合同で保育に携わる期間を設けます。</p> <p>合同保育の期間中に、個々の子どもの様子などの把握に努め、きめ細かく対応しながら引継ぎを行っていきます。</p> <p>合同保育の期間は、3か月程度の期間を目安としますが、その期間については民営化対象園の状況を踏まえ、保護者・事業者・市で協議し決定していきます。</p>	<p>◆各市とも、合同保育を実施する理由などを含め記載がある。</p>
府中市	<p>入所児童と事業者の職員との信頼関係を築き、民間移行後の環境変化により児童に負担を与えないよう、保育内容の引継ぎをきめ細やかにを行うため、準備期間のうち移行前の3か月間を予定し、合同保育を実施します。</p> <p>具体的な内容としては、各クラスに次年度の担任となる予定の保育士が対象施設で保育にあたり、市立保育士と合同で保育を行うとともに、児童や保護者との信頼関係を築きます。</p> <p>なお、合同保育の実効性を高める事を目的として、市は事業者と業務委託契約を締結し、当期間において委託料を支出します。</p>	<p>◆当市においても、先の答申を踏まえ、合同保育期間を設けていくことが基本であり、その保育期間については、各市で差がある。</p> <p>◆合同保育における注意点などを記載している市もある。(狛江市)</p>
小平市	<p>園児と新園保育士との信頼関係を築き、環境の変化が園児に与える影響を最小限に抑えらるとともに、保育内容の引継ぎをきめ細かにを行うため、移行前の3か月程度を目安に合同保育を実施します。</p>	
日野市	<p>(2) 公立保育園の運営を引き継ぎ、保育環境の変化による負担を最小限とするため、事業者には以下の事項を誠実に履行することを求めます。</p> <p>① 子どもたちへの負担、影響を最小限にし、子どもたちや保護者と事業者の信頼関係を構築後に民営化を実施するため、民営化の1年前から、事業者の保育士がとよだ保育園の保育に入り、引継ぎ準備を開始すること。民営化の6か月前からは、とよだ保育園の各クラスに担任予定者を配置し、また、調理員についても勤務に入ること。</p> <p>※合同保育期間中の事業者の費用負担については市と事業者で協議して決定します。</p> <p>② 民営化開始直後に保育内容が激変しないよう、事業の引継ぎを行うこと。</p> <p>※市は、従前実施していた事業・行事を継続するよう指導するとともに、円滑な移行に向け、必要な支援や調整、改善・指導を行います。</p> <p>③ 民営化後も、とよだ保育園の1～4歳の各クラス担任を、民営化後の2～5歳クラスに1年間派遣し合同保育を実施すること。合同保育の期間については、子どもたちの様子や園の運営状況を勘案し、三者協議会の決定により短縮できるものとします。</p> <p>※「民営化の手法 募集条件」の項目にて記載</p>	
東村山市	<p>① 園児および保護者の理解を得るために、6ヶ月程度の合同保育を行い、保育内容の引き継ぎを行っていきます。</p> <p>② 移管後も必要に応じて、当該保育所に市の保育士を派遣するなど、臨機応変に対応します。</p>	
国分寺市	<p>事業の引継期間は最低1年間とし、子どもへの影響を最小限にするため、市職員と法人職員が実際に協同して行う保育(以下「協同保育」といいます。)の期間を開園前3ヶ月確保します。</p> <p>専門職(保健師又は看護師、栄養士)の引継ぎを、①に準じて行います。</p> <p>民営化後も、市と法人が協力しながら実施園での保育がスムーズに行われるよう職員を派遣し、協同保育を実施します。職員の派遣期間は、開園後3ヶ月を目安とし、三者協議による十分な協議の上派遣を終了します。</p>	
狛江市	<p>子どもへの負担を最小限に抑えることや民営化対象保育園の保育内容を引続き実施していくこと等を目的として、運営法人職員と民営化対象保育園職員の引継保育を実施します。引継保育は、アレルギーの有無、子どもの個々の性格、園での過ごし方等、記録だけではなく実際の保育を行うことでより確実性のあるものとします。</p> <p>(1) 実施場所 引継保育の実施場所は、仮園舎(東和泉一丁目32番21号)とします。新園舎の工事が完了した場合は速やかに移転し、新園舎での引継保育とします。</p> <p>(2) 引継保育の実施</p> <p>① 引継保育は、三者協議会を経て策定する移行計画を基本として実施します。</p> <p>② 民営化対象保育園の保育内容や行事等を引継ぐことが基本ですが、三者協議会で合意があれば、引継保育の段階から柔軟に変更します。</p> <p>③ 引継保育の期間は1年とします。</p> <p>④ 引継保育期間中等の費用については、市と運営法人で協議し、委託契約を締結して実施します。なお、引継保育に係る費用は市が負担します。</p> <p>⑤ 保育士が入れ替わることによる子どもへの影響に十分に配慮した保育を行います。</p> <p>⑥ 運営法人の各クラス担任となる保育士は、民営化移行後の主力となるべく人選を経た者を配置します。</p> <p>⑦ 運営法人は、子どもの状況を把握し、保護者との面談や保護者会を実施し、信頼関係構築を図ります。</p> <p>⑧ 確実な引継ぎを行うため、市・運営法人ともに各クラスの正規職員に保育経験を有する有資格者をそれぞれ1人以上以上配置します。</p> <p>⑨ 引継保育で問題が発生した場合には、市が責任を持って必要な改善及び指導を行います。</p> <p>⑩ 民営化移行後の当分の間は、必要に応じて市は保育士を派遣し引継ぎの状況を確認します。</p>	

市名	ガイドラインの内容	ポイント
稲 城 市	<p>移行の際には、保育士・指導員などの職員が入れ替わることなどによる保育・育成環境の変化が子どもへ及ぼす影響を最小限にする必要があります。そのために、段階的に民間事業者の職員を配置し、子ども達が新しい保育士・指導員に早く慣れることができるよう、移行のための準備期間中に事業者職員と現在の第二保育園・第二学童クラブ職員が合同で保育・育成にあたる期間を設けます。</p> <p>移行期間中に、個々の子どもの様子などの把握に努め、きめ細かく対応しながら引継を行っていきます。</p> <p>合同保育は、第二保育園は平成27年1～3月を、第二学童クラブは平成27年3月頃を予定していますが、工事の進捗状況等を踏まえ、保護者・事業者・市で協議のうえ決定していきます。</p>	
羽 村 市	<p>ア 移行の際には、保育士等職員入れ替えによる環境変化が子ども及ぼす影響を最小限にできるよう対応します。</p> <p>イ そのために、段階的に事業者の職員を配置し、子どもちが新しい保育士に慣れることができるよう、羽村市保育士と事業者保育士が合同で保育にあたる期間を設定します。</p> <p>ウ 合同保育の期間は、6カ月程度とし、保護者・事業者・羽村市の協議により合同保育の方法を決定します。</p> <p>エ 合同保育期間中の事業者の費用等については、羽村市と事業者で協議し、で協議し、委託契約を締結し対応します。</p>	
世 田 谷 区	<p>移行の際には、保育士等の職員が入替ること等による保育環境の変化が子どもへ及ぼす影響を最小限にする必要があります。そのために、段階的に民間事業者の職員を配置し、子どもたちが新しい保育士に早く慣れることができるよう、移行のための準備期間中に区職員と事業者職員が合同で保育にあたる期間を設けます。移行の期間中に、個々の子どもの様子などの把握に努め、きめ細かく対応しながら引継ぎを行っていきます。</p> <p>合同保育の期間は1～3か月を目安としますが、その期間については対象園の状況を踏まえ、保護者・事業者・区で協議のうえ決定していきます。</p> <p>また、合同保育期間については、区は事業者と業務委託契約を締結し、委託料を支出します。</p>	
国 立 市		

【引継ぎ 市による支援及び進行管理】

市名	ガイドラインの内容	ポイント
立川市	市は、移行準備期間や合同保育期間において、計画どおりに引継ぎが行われているか、逐次、進行管理を行うとともに、問題が生じた場合には、必要な改善、指導はもとより、問題解決に向け努力します。	◆引継ぎが計画どおりに進まない場合などの市による改善や指導について記載されている。
府中市	当準備期間中において、市は進行管理を徹底するとともに、民間移行に向けた懸念が生じた際は、調整を行うことのほか必要な改善指導を行います。	
小平市	市は、円滑に移行が行われるよう進行管理を行い、問題が生じた場合には、必要な調整、改善・指導等を行います。	
日野市	①市は、事業の引継ぎが予定通りに実施されているかどうかについて進行管理を行います。 ②運営事業者の職員採用状況、園舎の工運進捗状況等を確実に把握し、問題が生じていないかどうか確認していきます。 ③民営化の実施に関して問題が発生した場合は市が調整に入り、改善・指導を行い、解決を図ります。	
東村山市	市は、円滑に移管が行われるよう、移管計画に基づき進捗管理を行うとともに問題が生じた場合には、市が調整に入り、必要な改善・指導を行います。	
国分寺市	法人に対して円滑な移行に必要な支援及び調整を行います。また、必要に応じ改善、指導を実施します。	
狛江市	市は、民営化を進めるにあたって効率化やコスト削減のみを追求し、保育環境が悪化してしまうことや子どもに過度な負担をかけないよう最大限の努力をします。市は、これらを両立しながら子どもの発育を尊重し支援する保育を実施していきます。 (1)市の責務 ① 運営法人公募要項の策定等、民営化に係る重要な決定を行う際は保護者への丁寧な説明に努めます。 ② 保護者に対して必要に応じたアンケートを実施します。 ③ 三者協議会設置中は、要望の取りまとめ、調整、問題解決に積極的に関与し、最終的な責任を負います。 ④ 職員研修や専門家派遣事業等、保育の質の維持・向上を目指した取組みを実施します。 (2)運営法人に対する指導 ① 三者協議会へは信義に従い誠実に対応することを基本として、運営法人に参加を義務付けます。 ② 三者協議会での合意がない限り、引継保育及び民営化移行後一定期間は、運営法人独自の保育方針よりも民営化対象保育園における保育内容を継承することを基本とした保育に努めることを指導します。 ③ 保護者の意向や苦情を積極的に受入れ、サービスの改善に努め、苦情解決責任者、苦情受付責任者等の設置を運営法人に対して義務付けます。 ④ 民営化移行後においても三者協議会の継続を運営法人に対して義務付けるとともに、運営法人公募要項で定めた事項及び運営法人選定中や三者協議会で約束した事項について履行を徹底させます。	
稲城市	市は、決定事業者の職員採用、研修、合同保育期間における職員配置が確実にされるよう確認を行います。引継が移行計画どおりに実施されているか逐次進行管理を行うとともに、問題が生じた場合には市が調整に入り、必要な改善・指導を行います。	
羽村市	ア 羽村市は引継ぎが移行計画どおりに実施されているかどうか逐次進行管理を行います。 イ 問題が発生した場合には、羽村市が調整に入り、必要な改善・指導を行います。 ウ 羽村市は事業者に対し、研修等の必要な支援を行います。	
世田谷区	(5)引継ぎ過程における区の支援 移行準備期間や合同保育期間において、事業者職員の区立保育園への派遣や人材育成のための研修、職員の雇用が無理なくできるよう、区は必要な支援を行います。 (6)区による進行管理等 区は、決定事業者の職員採用、研修、合同保育期間における職員配置が確実にされるような仕組みを作ります。引継ぎが移行計画どおりに実施されているか逐次進行管理を行うとともに、問題が生じた場合には区が調整に入り、必要な改善・指導を行います。	
国立市		

【民営化後 三者協議の継続】

市名	ガイドラインの内容	ポイント
立川市	民営化後についても、保護者・事業者・市との三者による定期的な話し合いの場を当分の間継続して行います。新園において問題が生じた場合には、市が解決に向け努力します。	<p>◆三者協議会について、民営化後も一定期間は継続して開催していくことが明記されている。</p> <p>◆民営化後の課題等を三者協議会で確認し、解決に向けて三者で努力していくことが記載されている。</p>
府中市	民間移行後においても引き続き一定期間(最長でも民間移行日の前日に在所していた全ての児童が退所するまで)において、三者協議会を実施します。市は、三者協議会の場を通じて民間移行後の運営状況及び移行に係る条件の履行状況等について確認するとともに、懸案事項の解決に向けた調整を行います。	
小平市	移行後についても、引き続き一定期間、保護者・事業者・市の三者において、話し合いの場を設置します。市は、話し合いの場等を通して、移行後の保育内容を逐次確認するとともに、移行に関する問題が生じた場合には調整・解決に努め、必要な改善・指導を行います。また、市は、移行後における保育内容について、保護者アンケートを実施し、その結果を保護者に開示します。	
日野市	<規定なし>	
東村山市	引継ぎ後の一定期間、保護者・事業者・市の三者において定期的な話し合いの場を設け、保育内容を逐次確認するとともに、移管に伴う問題が生じた場合には、必要な改善を図ります。	
国分寺市	三者協議については、民営化後も必要に応じて継続して実施します。	
狛江市	<p>(3)協議事項(引継保育開始～民営化移行後) 引継保育の実施期間中及び民営化移行後の一定期間においても、三者協議会の設置を継続します。この期間における三者協議会の役割は、移行計画どおりに引継ぎが進捗しているか、引継保育や民営化移行後の保育に混乱は見られないか、混乱が認められた場合の解決策の検討、民営化対象保育園の保育内容の取捨選択や追加実施の要望等について話し合い、決定していきます。</p> <p>(4)解散 民営化移行後相当程度安定的な運営が続き、運営法人の自主的運営に委ねることができると三者協議会で同意が得られた場合、既存の私立保育園と同様の支援体制とし、三者協議会を解散します。</p>	
稲城市	移行後についても引き続き一定期間、保護者・事業者・市との三者において、定期的な話し合いの場を設置します。(設置期間は三者で決めます。)	
羽村市	<p>民営化後についても、保護者・事業者・羽村市との三者において一定期間協議します。保護者と新園において問題が発生した場合には、市が解決に協力していきます。</p> <p>②民営化移行後の三者懇談会の設置 ア 民営化移行後についても引き続き一定期間、保護者、事業者、羽村市の三者による定期的な懇談会を設置します。 イ 保護者と事業者との間に新園の運営において問題が発生した場合は、上記懇談会において解決を図ります。</p>	
世田谷区	移行後についても引き続き一定期間、保護者・事業者・区との三者において、定期的な話し合いの場を設置します。保護者と新園において問題が生じた場合には、その場において区が解決に努力します。	
国立市		

【民営化後 評価と公表】

市名	ガイドラインの内容	ポイント
立川市	市は民営化後の保育園に対して、保育内容等の移管条件が守られているか逐次確認するとともに、福祉サービスの「第三者評価」の受審を事業者に義務付け、第三者の視点による民営化園の評価を行います。また、この評価を公開するものとし、情報の開示に努めていきます。	<p>◆民営化後の評価として、福祉サービス第三者評価の実施と公表について記載がある。</p> <p>◆民営化後の保育内容について保護者アンケートの実施について記載している市がある。</p>
府中市	福祉サービスの「第三者評価制度」の受審を事業者に義務づけていることから、第三者の視点により運営状況の評価を行い、民間移行後の保育サービスの提供状況を確認し、保育の質の向上を図ります。なお、この評価はインターネット等で広く公開します。	
小平市	福祉サービス第三者評価を、3年に1回以上、定期的かつ継続的に受審し、その結果を公表すること。 ※「民営化の手法 募集条件」の項目において記載	
日野市	民営化後3年以内に福祉サービスの「第三者評価制度」の受審を事業者に義務付け、第三者の視点により民営化園の評価を行います。この評価はインターネット等で広く公開するものとし、情報の開示に努めていきます。	
東村山市	移管後における保育内容について、市は保護者アンケート等を実施し、その運営状況について調査します。 また、福祉サービスの「第三者評価制度」の受審を事業者に義務付け、第三者の視点により園の評価を行います。この評価はインターネット等で広く公開するものとし、情報の開示に努めていきます。	
国分寺市	市は、保育内容及び保育の質に関してほんだ保育園保護者アンケートを含めた評価を定期的の実施しその結果を公開するとともに、保育サービスの安定的供給や保育の質の向上につながるよう支援します。 法人に福祉サービスの第三者評価を受けるよう義務付け、評価されたものを公開します。	
狛江市	民営化移行後の保育園についての評価を行います。 (1)第三者評価 福祉サービスの第三者評価の受審を運営法人に義務付け、第三者の視点による民営化後の保育園の評価を行い、この評価を公開し情報開示に努めます。	
稲城市	移行後における保育・育成内容についての保護者等アンケートなどを市が実施し、事業者の運営状況进行评估します。 また、福祉サービスの「第三者評価制度」の受審を事業者に義務付け、第三者の視点により民営化園の評価を行います。この評価はインターネット等で広く公開するものとし、情報の開示に努めます。	
羽村市	民営化後の保育内容の確認やアンケートなどによる評価や第三者評価など情報公開について検討するとともに、私立保育園の保育水準に低下をきたさないよう、保育経験のある職員による見守り体制を整えていきます。 ④民営化の評価 ア 民営化移行後における保育内容についての保護者アンケートを羽村市が実施し、事業者の運営状況进行评估します。 イ また、事業者に福祉サービスの「第三者評価制度」の受審を義務付け、第三者の視点により民営化園の評価を行います。 ウ この評価は、インターネット等で広く公開するものとし、運営の効率化の効果など民営化に関わる情報についても開示します。	
世田谷区	移行後における保育内容についての保護者アンケート等を区が実施し、事業者の運営状況进行评估します。 また、福祉サービスの「第三者評価制度」の受審を事業者に義務付け、第三者の視点により民営化園の評価を行います。この評価はインターネット等で広く公開するものとし、情報の開示に努めていきます。	
国立市		

【民営化後 市の確認・点検・支援】

市名	ガイドラインの内容	ポイント
立川市	<規定なし>	
府中市	<p>ア 前任職員(保育士)の訪問 民間移行前の対象施設に勤務していた保育士が対象施設を訪問し、保育内容ははじめ様々な事業者職員にアドバイスをを行います。(移行後1年間に、各保育士2回程度)</p> <p>イ 市立保育所の施設長経験者の訪問 市立保育所の施設長経験者が対象施設を訪問し、事業者にその経験を生かしたアドバイスをを行います。(移行後1年間に、月2回程度)</p> <p>ウ その他の支援 保育の質の維持向上のため、市が主催する保育士研修会への参加の呼びかけ、関係機関との連携等について支援していきます。</p>	<p>◆民営化前の公立保育園の保育士を派遣するなどの支援について記載している市がある。</p> <p>◆保育士の研修や人材育成について記載している市がある。</p>
小平市	<p>必要に応じて、市の保育士を移行後の私立保育園に派遣するなど、臨機応変に対応します。 保育の質の維持、向上のため、市が主催する保育士研修会への参加の呼びかけ、関係機関との連携などについて支援していきます。</p>	◆課題発生時に、市が解決に向けた指導や支援を行うことについて記載している市がある。
日野市	<p>①園の運営及び保育内容等について、必要に応じて指導及び監督を行います。 ②保育士等の研修その他人材育成について積極的支援を行います。 ③三者による話し合いに基づく合意事項が確実に実施されているか逐次確認するとともに、問題が発生した場合は調整に入り、必要に応じて改善・指導を行います。</p>	
東村山市	<p>保育の質の維持、向上のため、市は、他の私立保育所と同様に補助金や研修の面で支援をしていきます。 事業者の選定過程ならびに選定後において、円滑な保育所運営が見込めない重大な事態が発生した場合は保護者とも話し合い、スケジュールの変更や対応策を講じるなど問題を解決します。</p>	
国分寺市	<p>園の運営、保育内容等については、市が引き続き監督及び指導を行います。また、問題が起こった場合は、法人と協力し市が責任を持って解決に当たり、ほんだ保育園保護者へ十分な説明を行い、保護者の理解を得ます。 市は、法人に対し研修の提供、人材育成等の保育の質の維持向上についての支援を積極的に行います。 市は、ほんだ保育園の保育内容を継承するため、公立保育園の担任連絡会、看護師会等の会議に法人職員が積極的に参加できるよう支援を行います。また、公立保育園との交流保育も実施します。 保護者アンケート、第三者評価の実施結果等により、法人の保育内容が児童福祉法その他の関係法令に違反するおそれがある等、著しく不適切である場合は、市は迅速に調査委員会を組織し、調査委員会による調査を行い、改善すべき点があるときは直ちに市が運営に直接介入し、責任を持って改善します。 市は、平成26年9月に発生した事件に関する防犯対策を責任を持って実施します。また、近隣住民との重大なトラブル又は長期化が予想されるトラブルについては、速やかに法人からの報告を求め、法人及び保護者と協力し、トラブルが解決するよう対応します。 市は、法人のみでは解決できない事項が発生した場合は、積極的に法人及び保護者を主導するとともに、子どもの最善の利益を図るため、その解決に向け対応します。 天災その他不測の事由等により、法人からほんだ保育園の運営を継続することができない旨の申し出があった場合は、市が責任を持って園の運営を継続し、質を低下させないように対応します。</p>	
狛江市	<p>市は、民営化を進めるにあたって効率化やコスト削減のみを追求し、保育環境が悪化してしまうことや子どもに過度な負担をかけないよう最大限の努力をします。市は、これらを両立しながら子どもの発育を尊重し支援する保育を実施していきます。</p> <p>(1)市の責務</p> <p>① 運営法人公募要項の策定等、民営化に係る重要な決定を行う際は保護者への丁寧な説明に努めます。 ② 保護者に対して必要に応じたアンケートを実施します。 ③ 三者協議会設置中は、要望の取りまとめ、調整、問題解決に積極的に関与し、最終的な責任を負います。 ④ 職員研修や専門家派遣事業等、保育の質の維持・向上を目指した取組みを実施します。</p> <p>(2)運営法人に対する指導</p> <p>① 三者協議会へは信義に従い誠実に対応することを基本として、運営法人に参加を義務付けます。 ② 三者協議会での合意がない限り、引継保育及び民営化移行後一定期間は、運営法人独自の保育方針よりも民営化対象保育園における保育内容を継承することを基本とした保育に努めることを指導します。 ③ 保護者の意向や苦情を積極的に受入れ、サービスの改善に努め、苦情解決責任者、苦情受付責任者等の設置を運営法人に対して義務付けます。 ④ 民営化移行後においても三者協議会の継続を運営法人に対して義務付けるとともに、運営法人公募要項で定めた事項及び運営法人選定中や三者協議会で約束した事項について履行を徹底させます。</p> <p>※「引継ぎ 市による支援及び進行管理」の項目において記載</p>	

市名	ガイドラインの内容	ポイント
稲 城 市	<p>事業者の質の維持・向上のため、委託料、補助金を支出し、事業者の支援を行います。</p> <p>引継過程での保護者・事業者・市の話し合いの結果により決定した事項を、事業者が確実に履行する仕組みを作ります。市は事業者による保育・育成内容を逐次確認するとともに、移行に関する問題が生じた場合には、市が調整に入り、必要な改善・指導を行います。</p> <p>事業者の選定過程及び選定後において、円滑な運営が見込めない重大な事態が発生した場合は、保護者等と話し合ったうえで、必要に応じてスケジュールの変更などを行い、問題を解決し、民営化を行います。</p>	
羽 村 市	<p>①事業者への条件の付与</p> <p>ア 公募条件とした事項及び 選定作業の中で実行を約束した事項を履行すること等を事業者の遵守事項とします。</p> <p>③民営化移行後の保育内容の確認</p> <p>ア 引継ぎ家庭での三者協議会の結果、決定した事項を、事業者が確実に履行するよう指導します。</p> <p>イ 羽村市は事業者による保育内容を逐次確認するとともに、民営化移行に関する問題が発生した場合には調整に入り、必要な改善・指導を行います。</p> <p>また、私立保育園の保育水準に低下をきたさないよう、保育経験のある職員による見守り体制を整えていきます。</p>	
世 田 谷 区	<p>(2)移行後における区の支援</p> <p>事業者の質の維持・向上のため、他の私立園と同様に、補助金、研修、人材育成の面で区が支援していきます。</p> <p>(3)移行後の保育内容の確認等</p> <p>引継ぎ過程での保護者・事業者・区の話合いの結果、決定した事項を、事業者が確実に履行する仕組みを作ります。区は事業者による保育内容を逐次確認するとともに、移管に関する問題が生じた場合には調整に入り、必要な改善・指導を行います。</p>	
国 立 市		

【苦情処理】

市名	ガイドラインの内容	ポイント
立川市	<規定なし>	<p>◆民営化後の苦情について、その解決の仕組みとして、中立・公正な立場の第三者委員を設置することを義務付けている市がある。</p> <p>◆規定がない市も多い。</p>
府中市	<規定なし>	
小平市	<規定なし>	
日野市	<規定なし>	
東村山市	<規定なし>	
国分寺市	苦情解決の仕組みとして「第三者委員」の設置を法人に義務付けます。	
狛江市	三者協議会解散後の保護者からの意見や苦情を受付ける仕組みを設けるとともに、これに対する回答や解決策を示すことを運営法人に義務付けます。	
稲城市	中立・公正な第三者の立場から助言を行う弁護士、学識経験者等による「第三者委員」の設置を事業者に義務付けます。	
羽村市	<規定なし>	
世田谷区	苦情解決の仕組みとして、中立・公正な第三者の立場から助言を行う弁護士、学識経験者等による「第三者委員」の設置を新園に義務付けます。	
国立市		

【転園希望】

市名	ガイドラインの内容	ポイント
立川市	運営事業者決定後、他の市立保育園への転園を希望する在園児の保護者につきましては、他の保護者との公平性を損なわない範囲で転園がしやすくなるよう、できるだけ配慮します。	◆新たな事業者に移管された際に、在園する児童について、転園希望がある場合には優先措置をすることを明記している市もある。
府中市	<規定なし>	
小平市	<規定なし>	
日野市	<p>とよだ保育園在園児が、他の市内保育園へ転園を希望する場合は以下の方法で優先措置を行います。</p> <p>1)時期 平成27～31年度にとよだ保育園から転園を希望する場合、優先措置を実施します。</p> <p>2)方法 利用調整指数に10点を加点します。</p> <p>3)対象 平成27年度のとよだ保育園在籍児です。</p> <p>4)転園申請の際の注意事項</p> <p>①転園申請を提出しても、必ず転園が決定することではありません(転園希望先の保育園に募集枠がない場合など)。転園が決定しなかった場合は引き続きとよだ保育園に在籍となります。</p> <p>②転園が決定した場合は、いかなる理由があっても転園決定を取り消すことは出来ません。転園決定後にとよだ保育園へ戻ることを希望する場合は、再度、転園申請の提出が必要です。その際は、優先措置の対象としません。</p> <p>③在園児以外の兄弟姉妹については優先措置の対象としません。</p>	
東村山市	<規定なし>	
国分寺市	<規定なし>	
狛江市	<p>他の市内保育園へ転園を希望する平成26年1月1日現在における宮前保育園の3歳児クラス以下及び和泉保育園の2歳児クラス以下の在園児(平成25年8月1日以降の入園児を除く。)については、4月1日入園選考において、転園を優先的に選考します。</p> <p>なお優先選考の期日は、宮前保育園は平成29年度まで、和泉保育園は平成30年度までとします。</p>	
稲城市	<規定なし>	
羽村市	<規定なし>	
世田谷区	運営事業者決定後、他の区立保育園への転園を希望する在園児の保護者について、他の保護者との公平性を損なわない範囲で転園がしやすくなるよう、できる限り配慮します。	
国立市		

【職員の処遇】

市名	ガイドラインの内容	ポイント
立川市	<規定なし>	<p>◆現在の公立保育園に勤務する非常勤職員の継続雇用について記載している市がある。</p> <p>◆正規職員について配置換え等による処遇安定について記載している市がある。(東村山市)</p>
府中市	現在、対象施設に勤務している非常勤職員等が、対象施設へ継続的に就労を希望している場合は、積極的に雇用するよう努めること。 ※「 民営化の手法 募集条件 」の項目において記載	
小平市	<規定なし>	
日野市	<規定なし>	
東村山市	職員の処遇 民営化に伴い既に勤務している職員は、他の部署に配置換えするなどしながら、処遇の安定を図ります。 運営の条件 当該保育所に勤務していた職員(正規職員以外)で、希望する者の積極的な雇用に努めること。 ※「 民営化の手法 募集条件 」の項目において記載	
国分寺市	継続就労の希望のあるほんだ保育園非常勤職員について、市は法人に対し継続雇用の協力要請を行います。	
狛江市	民営化対象保育園に勤務していた職員(嘱託・臨時職員)の積極的な雇用に努めること。 ※「 民営化の手法 募集条件 」の項目において記載	
稲城市	移行する第二保育園に勤務していた職員(正規職員以外)のうち、継続雇用を希望する者の一定数以上を雇用すること。 ※「 民営化の手法 募集条件 」の項目において記載	
羽村市	<規定なし>	
世田谷区	<規定なし>	
国立市		

【その他】

市名	ガイドラインの内容	ポイント
立川市	<特になし>	
府中市	<特になし>	
小平市	<特になし>	
日野市	<特になし>	
東村山市	<特になし>	
国分寺市	<規定なし>	
狛江市	その他 このガイドラインは民営化に関する基本的なルール・基準を示したものです。万が一この基本的な事項においても当てはまらない事態が発生した場合は、保護者と市の協議によりこのガイドラインの改訂も含め見直すことができるものとします。	
稲城市	<特になし>	
羽村市	⑤民営化後の施設整備等 ア 民営化により、特別保育事業(延長保育・一時預かり事業・休日保育等)の拡充を図っていきます。 イ 施設整備については、民営化移管後の早い時期に国庫補助事業を活用し、建物整備を実施するよう支援していくとともに、その際に低年齢児等の定員拡大を図っていきます。	
世田谷区	意見交換会での提言書の扱いについて さきの意見交換会では、このガイドラインの基礎となる民営化の手續や手法に関する提言の他に、民営化の意義・目的や区立保育園の役割をはじめとした今後の保育のあり方等についての貴重な提言をいただきました。これらについては、今後の保育施策を検討する際に、その素材として活用していきます。	
国立市		